# 日本の経済成長と農業問題 一戦后日本の経済成長と都市・農村関係の展開—

# Economy growth and Agricultural problem in Japan

# 菅 沼 正 久\*

# Masahisa Suganuma

# 目 次

- 1 前言—経済成長と「都市・農村関係」の拡 散—
- 2 兼業に傾斜した農業、農家
- 3 工業的発展と兼業農家の成熟
- 4 国境を超えた食糧問題
- 5 食糧管理制度と農業

一政府管理と市場経済-

- 6 農協の組織、事業および経営
- 7 系統農協制度―政府管理と農協の選択―
- 8 都市の膨脹と近郊農業

補遺 中国と日本農業の近況-16問答-

# 1 前言―経済成長と「都市・農村関係」の 拡散―

経済成長と「都市・農村関係」の推移
 1945~55年、食糧危機、経済復興期、自作農

1955~72年、高度経済成長期、工業の発展と 人口の都市への集中、政府管理 下の米生産力の発展、米の供給 過剰。

的生産力の発展。

1972年~現在、経済の低成長期、工業の地方 分散と農村の都市化、農村の兼 業化と混住化、農産物の輸入依 存の深化。

[指標](1) 日本列島の「市部」人口化。

- (2) 人口の10大都市集中の傾向。
- (3) 東京圏・地方圏の所得格差。
- (4) 「市部!「郡部」の人口分化。

# 2. 都市の膨脹と農村の萎縮

高度成長以来、工業生産と都市区域の膨脹は一貫した。農村は農民の在村通勤兼業と転入勤労者から成る地方都市へ移行する。農家は家族経営から夫婦経営へ変質し、農外兼業所得に依存して農家所得を高め、都市勤労者世帯との差を急速に縮小した。農村は地理的区域としても経済的構成としても縮小した。都市の膨脹と対比して農村は萎縮の傾向を強める。農業は兼業所得依存の農家経済に基礎を移行した。総じて農村は土地経済から脱皮し、賃金経済体系へ包摂された。独自の社会問題としての農業問題は解体した。

- [指標](1) 農地価格の「土地価格」化と異常高 騰。
  - (2) 農家の勤労者世帯化、農家所得の兼業依存化と、勤労者世帯との平準化。
  - (3) 農業集落の空洞化。混住と農家率の 低下。
  - 3. 古典的「都市・農村関係」と海外拡散 「都市・農村関係」は社会が最初に体験する分

裂であり、社会的分業である。社会の分裂、分業に対し、国家は調整者として介入する。戦后日本の都市・農村関係の核心は食糧問題であり、政府は社会的行為として食糧問題に介入した。高度成長期の初期から麦作奨励策の放棄、輸入食糧依存は一貫し、依存は深化した。それは日本の都市経済が海外農業生産に依存するという「都市・農村関係」の海外拡散という新局面であった。

「指標」(1) 農産物輸入依存率の上昇。

- (2) 粮食生産農地面積の恒常的な海外依 存。
- (3) 農産物輸入と食品産業の進出。
- (4) 生鮮食用農産物の輸入とアジア諸国農業。

# 4. 国境を超えた連鎖と農業問題

工業と都市を軸心にした経済成長の過程において、日本経済が新たに体験したことは、一国農業問題の国際化である。「都市・農村関係」の海外拡散である。欧米工業国における食糧生産の余剰の形成、発展途上国における不足の形成と対比して、いちじるしい特徴がある。農業は「発達国産業」であるとする説は日本には妥当しない。

国境を超えて形成された連鎖としての農業問題の体系のなかで注目されることは兼業的農業である。兼業的農業を代表する作目は水稲作である。機械化技術体系が完成し、機械化省力の技術に依存して、農業と非農業兼業の両立が可能となった。この水稲作において唯一、「余剰生産力」と言われる高い生産力水準が実現した。

兼業農業の理論的特徴は、その労働配分、所得構成、家計費と労働力価値の形成、農業投資のすべてが、工業的賃金経済に包摂されていることである。ここでは農業は地代法則が一義的に貫徹する「土地経済」の域を脱して、「賃金経済」の域に在る。

兼業労働を媒介として、水稲作を包摂する工業 経済は、1970年以降、農村地方に拡大し、外延的 に地方都市を創出した。地方都市は農業兼業、勤 労者混住の地域社会である。そこでは「都市・農 村関係」は地理的に乖離して成立するものではな くて、同一の地域社会の内部に重なり合って並存 する。特殊な「都市・農村関係」が成立した。 人口100万人を超える「政令指定都市」を含む 巨大都市においては、地方都市とは事情が違う。 1950年の当時から集中した人口を擁し、まずその 食糧、生鮮食用農産物の供給を求め、都市近郊農 業を哺育した。しかし間もなくこの哺育は侵食と なる。

市街地用地、住宅用地を要求して、都市内農地利 用と対立する。近郊農業は消滅し、その任務は遠 郊農業に、そしてアジア各国農業にたいする期待 に変化する。

# 2 兼業に傾斜した農業、農家

序 戦后日本経済は工業化の道を進んだ。農業は 工業化の影響を兼業深化という形で受けた。 1970年代は農村が全面的に兼業化し、農業と 農家は兼業を介して工業経済体系のなかに包 み込まれた。

次にその農業農家の現況を説明する。

農業の日本経済中の地位。1戸平均0.9ha を耕作する農家は、就業人口比率6%弱であ るが1億2000万の人口に米、生鮮食用農産物 を供給している。

農家と農業の就業者。農家のうち、専業農家は12%にすぎず、しかも農家は家族経営を超えて、1戸平均就業1・2人という夫婦経営である。総じて兼業には基幹労働力が就業し、農業は高齢化、女性化の就業者である。

耕地経営の規模と農家数。農家統計では北海道の大農経営と都府県(1都2府43県)の小農経営を区別する。都府県の農家275万戸のうち3分の1が1ha以下耕作であり、大規模とされる3ha以上は5%余にすぎない。

耕地面積と利用形態。耕地512万 ha の内訳は水田278万 ha 畑234万 ha と相半ばしている。水田は普通、年1回作の水稲栽培に利用されている。

家畜飼養戸数及家畜数。日本の畜産は一般に農家の畜舎飼育であり放牧経営は稀である。第1に最近20年間どの畜種も共通して頭数は増え、飼育農家数は減少した。1戸当り飼育規模は増大の傾向にある。

家畜飼養戸数及各種家畜数の構成。畜産経

営は第2に少数の大規模農家による生産集中の傾向にある。とくに養豚、産卵鶏、肉鶏にこの傾向が強い。一般に「企業的畜産経営」と名づけている。

主要農産物生産量及面積の収穫量。耕種農業の当面する問題は労働力問題である。水稲は政府の生産制限政策のため総生産量は停滞的であるが、機械化体系の成立により単位面積当り収量は増大の傾向にある。果樹は温州蜜柑は単位面積生産性の向上を図りつつ総生産量を抑制している。りんごは新品種開発による生産発展の道を進めている。蔬菜は労働集約度の高い作目であり労働問題が厳重である。大根にみるように面積は減少であるが、単位面積収量の増産により総収量を維持している。

主要畜産物生産量。畜産物は13年間に約30%の伸びをしめした。最近は牛乳は飲用乳500万 t 加工原料乳300万 t の割合で停滞の傾向にある。牛肉の伸びが他と比べて大きいが、豚肉、鶏肉は伸び悩み、鶏卵は漸増の傾向にある。

食用農産物的自給率。農産物の自給率の特 徴は第1に米は自給であるが、小麦、飼料用 原料を主とする穀類の自給率22%であり、基 本的に輸入依存である。第2に畜産物は高い 自給率を維持してきたが、1990年代に入る と、この分野も輸入品が増加し、例えば肉類 自給率は80%から60%に低下した。第3に蔬 菜は生鮮性の必要から自給的であったが、近 年アジアの近隣からの輸入が増加の傾向にあ る。第4に果実は80%台の高い自給率は近年 50%に低下した。アメリカの雑柑の輸入、ア ジア近隣の瓜類の輸入が増加している。第5 に久しく75%の水準を維持した総合自給率は 近年60%台を割るに至った。つまり輸入依存 の割合の向上、全品目への拡がり、アジア近 隣からの輸入依存である。

#### 農家経済の概況

1) 農家の概要。(1)1戸当り家族4人、農業就業者2人という「夫婦経営」である。(2)調査方法のために1戸当り耕地面積は大きく169aである。うち水田が98aをしめる。水田利用は通常

4月下旬~10月下旬の半年間の水稲生産であり他は休閑田である。(3)農家労働時間2100時間のうち家族分は1998時間でその兼業を含む総労働時間は4768時間である。内訳は兼業60対農業40の割合である。(4)固定資本は1980年~1993年の期間に1.7倍に増加した。しかし、単位面積(10a)当り集約度は205千円から246千円~1.2倍にとどまった。

2) 農家経済。(1)統計数値にもとづいて計算すると家族1人当り家計費は1980年の895千円から1993年の1304千円へ上昇した。これは同期間の勤労者世帯と比べて20%高の水準にある。その差の主な要素は交通費であり、社会的交通手段の未発達に由来する。家計費にみる生活水準は両者に大差のない平準状況にある。(2)この家計費支出のために所得が要求された。1980~93年期間に家計費は1.46倍に増加したが農業所得は1.36倍にとどまった。農外所得の1.55倍の伸びが事態を解決した。(3)農家所得は総じて1980~1993年期間に1.5倍増加したがこれは主として農外所得の増による。農家所得=農外所得の増加は、一面では農業の停滞を隠蔽し、反面では農家の工業=農外経済への依存を深化する。

#### 3 工業的発展と兼業農家の成熟

- (1) 経済成長と農村
  - 高度経済成長と都市、農村の格差拡大 (1955~60年)
  - 2 「農基法」農政の達成と誤算(1961~70年) 格差是正、選択的拡大および兼業化。
  - 3 農業の兼業化と機械化の並進(1970~)工 業の地方分散と通勤兼業、省力機械化。

「農業振興地域整備法」改正(1975年)

4 農村社会の変貌 [兼業化、混住化、高齢化] (1980~)

農村の工業経済的再編成の完成。農用地利 用増進法(1980年)

#### (2) 兼業農家

- 1 自作地の所有と耕作の農家。
- 2 下層農家から進行する兼業化。
- 3 人口過密都市と過疎農村の分化。
- 4 工業の地方分散、農業・農村と結合した工

業。

- 5 兼業を軸心とする農家再生産構造。
- 6 高水準家計費と労働力価値の工業的上昇。
- 7 兼業的農業生産力の構造。
- 8 兼業=夫婦経営と後継者欠乏。いわゆる 「1927~35年世代」の退場。
- (3) いわゆる「新政策の展開」[1994年8月農政 審議会「新たな国際環境に対応した農政の展開 方向」] について。

# 4 国境を超えた食糧問題

# 序 現代の食糧問題

- 1 世界的な需給緊張=「食糧危機」説
- 2 政府管理と生産力発展―変形的発展(小麦 排除)
- 3 自由貿易原則と国家安全補償原則

# 1) 食糧の国際的需給(統計的考察)。

- (1) 工業的欧米の食糧需給・剰余形成
- (2) 工業的日本の不足(小麦、飼料)と剰余 (米)
- (3) 農業的発展途上国の食糧不足の深刻
- (4) 中国の1984年生産力と徘徊の生産力
- (5) 「比較生産費学説」について

#### 2) 米穀経済―管理と生産力

- (1) 米生産力の発展1970-1980-1990
- (2) 米生産と農家経済
- (3) 米生産組織
- (4) 技術革新・品種改良
- 3) 1995.10.18新食糧法(「主要食糧需給価格 安定法」)公布。同11.1施行。
  - (1) ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意と米穀農業
  - (2) 農産物価格支持政策―価格安定と過剰形成―
  - (3) 「食糧安全保障」説
  - (4) 新食糧法

# 5 食糧管理制度と農業―政府管理と市場経済―

序 この半世紀の日本の食糧問題の特色は厳重な

政府管理であり、管理に対する市場経済の作用である。最近、政府管理の「見直し」という改革が加えられているが、その特徴は市場経済原理を導入した政府管理の新展開にある。

# 1) 食糧管理制度の変遷―管理改革と米生産力 の発展―。

(1) 「戦時物資動員」としての食糧統制 1942年 「食糧管理法」公布

1946年 食糧緊急措置令

1954年 余剰農産物輸入協定

(2) 行政的方法から経済的方法への変身

1955年 予約売渡制

1960年 米価=生産費·所得補償方式

1969年 古米在庫550万t、米の過剰問 顕深刻化

(3) 政府管理と市場原理の導入

1969年 自主流通米制度

1970年 生産制限(面積削減)政策

1972年 米価品質格差(政府売渡米)

1979年 米価品質格差(政府買付米)

(4) 市場経済における政府管理の役割

1981年 食糧管理法改正(規制緩和の法 体系化)

1985年 複数卸売業者制 (1990年数値) 卸売業者285店 [全農系46 米商連 系56 全糧連系183]

小売業者91,656店 [営業所70,889 特定営業所1795 販売所18,606]

1987年 特別栽培米 (生産者直接販売) 制度

1988年 流通管理改善大綱=小売業者の 営業区域の都道府県一円の拡大

1990年 自主流通米価格形成機構の設立 (自主米392万t 政府米177万t)

1995.5.12 主要食糧需給価格安定法施行

#### 2) 食糧管理制度の基本的仕組み

目的一食糧を管理し、需給及び価格の調整並 びに流通の規制を行う(「食糧管理 法|第1条)

仕組み(「食糧管理の現状」1994.4 食糧庁

#### 企画課)

- 1. 基本計画及び供給計画の策定(法第2条の2)
- 2. 生産者に対する政府への売渡義務の賦課 (法第3条の1)
- 3. 政府買入価格の決定(法第3条の2)
- 4. 政府米の売渡と価格の決定(法第4条)
- 5. 自主流通米 (法第3条第1項但し書)
- 6. 集荷指定業者の指定、販売業者の許可 (法第8条の2、第3条の3)
- 7. 米穀の有償譲渡規制 (法第9条)
- 8. 米穀の輸出入の許可(法第11条)

# 3) 食糧管理制度の運営

- (1) 食糧管理
  - 1. 政府米の買入れ・売渡し 集荷業者制度 販売業者制度
  - 2. 自主流通米制度
- (2) 米穀の需給
  - 1. 需給動向
  - 2. 米の生産調整

1970年12月 古米在庫720万 t 生産調整開始 1970年 生産調整5カ年計画 1971~75年 水田総合利用対策 1976~77年 水田利用再編対策

> 第1期 1978~80年 391千 ha 第2期 1981~83年 677千 ha 第3期 1984~86年 631千 ha

水田農業確立対策

前期 1987~89年 770千 ha 後期 1990~92年 830千 ha 水田営農活性化対策

1993~95年 676千 ha

- (3) 米穀の価格
  - 1. 食糧管理制度における米価格
  - 2. 米穀の政府買入価格

1979年 政府買入れに品質格差 1989年 「新算定方式」(1.5ha 以上 層を対象)

3. 米穀の政府売渡し価格

1972年 政府売渡し価格に品質格差 1987年 内外価格差を考慮し引下げ

4. 政府買入価格と政府売渡価格の関係 1987年 売買逆ざやの解消 1993年 売買順ざや1,731円(60Kg 当り)

コスト逆ざや2,831円(同)

- (4) 米穀管理に伴う財政負担
  - 1. 食糧管理特別会計の推移
  - 政府管理経費の内訳
    売買損益、自主米奨励金、他用途米
    流通助成金、管理経費[集荷経費、
    運搬費、保管料、事務費、金利]

# 4) 食糧管理制度の改革

- (1) 市場原理の導入
  - 1986.11 農政審議会「21世紀へ向けての農政の基本方向」
  - 1. 自主流通制度の弾力的運営を通じ、自 主流通米に比重を置いた米流通
  - 2. 生産者による需給均衡の努力にまつ制度運営により三度の過剰発生を防止
  - 3. 需給の趨勢を反映し、担い手の育成 と、生産性向上を反映した生産者米価
  - 4. 集荷、販売の流通体制へ競争を導入
  - 5. ばら流通の拡大等、物流の合理化、検 査業務の合理化による食管特別会計の 健全運営
  - 1987.11 米流通研究会。単線から複線流通 システムを提言

# 1988.3 「米流通改善大綱」

- 集荷、販売の流通各段階へ競争の導入 [新規業者の参入]
- 2. 自主流通制度運営の改善と自主流通米 の拡大(3~5年後に60%程度を目標)[1988年7月に県間卸売取引の途 を、同11月に卸売業者と二次集荷業者 (県経済連等)の直接取引を同一都道 府県内に限り承認]

1988米穀年度に自主流通米が54%に達した。

1990.8 自主流通米価格形成機構(入札制)開設

# (2) 米価算定方式の改革

1. 改革の原則。1986.11 農政審議会報 告。

需給の趨勢を反映した米価水準 今後の水稲作の担い手の育成と生産性向 上を反映した米価水準

- 2. 1988.6 米価審議会生産者米価算定方式小委員会の報告書のしめす新算定方式。1.5ha以上の農家、生産組織、集団の生産費を基礎とする。需給調整機能の強化。
- 3. 地域方式。1990年産米の米価算定。全 国 9 農業地域において平均的水準以上 の高い生産性を実現している稲作農家 を算定対象とする。
- (3) 米管理方式の改革

1989年6月農政審議会報告「今後の米政策 及び米管理の方向|

- 1. 国内自給を基本とし
- 2. 需給及び価格の安定を図るという制度 の基本的役割を維持しつつ
- 3. 多様化した需要に対応した生産、流通が行われるよう改善を図り、市場原理がより一層活かされる仕組みとする。

1990.8(財)自主流通米価格形成機構の開設 価格形成の場の管理、運営を行う公正、中 立な第三者機関

1992.6.10 農水省「新しい食料、農業、農村政策の方向」(米管理)

「今後の米管理については、政府米、自主 流通米を通じて需給と価格の安定を図ると いう政府の役割、機能を前提としつつ、市 場原理、競争条件の一層の導入を進めるこ ととし、公的関与のあり方を検討してい く」

#### (価格政策)

「効率的、安定的経営体が生産の大宗を占めるような農業構造を実現し…コスト削減に努めながら、このような農業構造の変革を促進するため需給事情を反映させた価格水準としていく」

1993.12.17 閣議了解「ガット・ウルグア イ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施 策に関する基本方針|

(農業合意に伴う新米管理システム)

「米については関税化の特例措置が適用される一方、ミニマム・アクセスを受入れることとなったが、国民の主食である米については、今後とも、その生産、供給が安定的に行われることが必要である。このため安定的な国内生産が可能となり国民への安定供給が確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムの整備を図ることとし、その検討を進めることとしている|

# 6 農協の組織、事業および経営

序 日本の農協 (農業協同組合) の特徴は、形式 上の民主主義的性質と実質上の官僚主義的性 質の合体である。農協法制の特徴も同じであ る。換言すると、実質が形式上の民主主義以 外の方法により、法制以外の行政によって形 づくられることを意味する。農協は官僚行政 上不可欠であり、農業、農村、農民を理解す るうえでも不可欠である。以下、政府および 全国農協連合会(全農) が作成した統計を 使って説明する。

農協数。農協は形式上、総合農協と専門農協に区別される。総合農協が主流であり行政区域=市町村に準じて設置される。信用、購買(供応)販売(推銷)、倉庫、営農指導などの事業を総合的に営むので総合農協と言う。すべて出資組合である。つまり組合員(その多くは農民)が出資金を拠出して事業の自己資本とする組合である。組合数は1960年に12000組合、1994年に2635組合と減少した。それは農協の準拠する町村数が合併して減少したので、農協も合併したからである。組合員規模は4-5倍に拡大した。

総合農協組合員数。(1)集計農協数は設立農協のうち、各年度末現在の調査時の組合である。正組合員は各農協の設立区域に住み、10

アール以上の農地を耕作する農民である。準組合員は農民以外の住民で、加入を希望したものである。(2)1980年~93年の期間に農協合併により組合数は減少した。正組合員は資格の喪失により減少した。1農協当たりの組合員規模は拡大した。(3)総合農協の組合員は法律上は個人であるが、慣習上は農家である。通常、農家は自然村(一般に30戸前後)を単位とする「集落農家組合」を通じて加入する。形式上は自主加入であるが、集落としては「当然加入」を迫る。

正組合員戸数分類の農協数。この統計は正組合員戸数規模からみた農協の設立状況をしめす。1961年公布の「農協合併助成法」に準拠して農協合併が促進された。そして2000年までに合併が進捗して総数が570組合に減少し、正組合員規模は約1万戸に拡大すると予想されている。

農協と連合会の責任者数と職員数。農協は正組合員の減少、準組合員の増加、職員数の増加に見るように人的構成の面で変化している。農協の職員は1993年度現在、30万人余り、県連合会4.4万人、全国連合会0.8万人合計35万人である。正組合員のなかから選任された理事4.7万人(常勤0.4万)監事1.2万人である。その合計6万人弱が経営責任者として職員を雇用する関係となっている。ちなみに全国と県の連合会および農協の3段階の相互間ではそれぞれに雇用関係があり人事の交流はない。

農協の組合員組織。農協の組合員組織には 二重の性格がある。第1は、設立当初以来、 農家の「当然加入」を誘導するため「集落農 家組合」ごとに一括して加入を進めてきた。 この経過は現在でも農協の89%に当る2597組 合が「集落組合」に依存することに表現され ている。第2は合併により農協が大規模化す るに伴い、組合員をそれぞれの営農上の特性 によって組織し、組合員を掌握することであ る。例えば、蔬菜や果樹の出荷組合などを組 織する農協が2449農協1624農協に達してい る。

農協の貸借対照表。(1)この統計は農協を資

本企業体としての側面から捉え、資本の調達 (負債、資本部)と運用(資産部)の関係を 示す。(2)この貸借表のなかで信用事業勘定の 部分は、利子生み資本の活動を示すもので特 別な位置をしめる。主として貯金として吸収 された資金は一部分が貸付資金として運用さ れ、大部分は上級の信用事業機関に、余裕金 として預けられ、運用利子を取得する。総体 としては共済事業、経済事業の勘定部分の比 重は低い。(3)1980年頃から自己資本調達の内 訳が変化した。以前は自己資本とは出資金を 意味したが、今では3分の1に過ぎない。大 部分が組合員の持ち分に帰属しない、調達コ ストのゼロの剰余の内部留保(準備、積立 金)に依存するようになった。反面、固定資 産(有形固定資産)および外部出資金などの 合計(広義の固定資産)は1980年以前は自己 資本不足に悩んだが、現在ではおおむね自己 資本によって固定資産 (広義) 取得のための 資本が調達できるようになった。(4)この状況 は貸借対照表の限りでは健全性を意味する。 その反面、協同組合企業の資本が組合員の出 資金に依存する割合が低下し、「企業それ自 体」の力量に依存し、組合員から遊離するよ うになった。協同組合の組織論としては「危 険領域」に入った。

農協の損益計算書。(1)統計が表現する損益計算は1960年代に確立する事業部門別損益計算を基礎とする総合損益計算である。(2)表にみる事業部門別の「事業総利益」は「事業収益」からその収益を得るに要した「事業直接費」を控除した残額である。1993年度は804万円であった。(3)合計の「事業総利益」から、いわば間接費であり、各事業部門に共通に関連する「事業管理費」を控除すると、「事業利益」が算出される。(4)この「事業利益」にたいし、受取、支払利息などの財務損益をふくむ「事業外損益」が加算されて「経常利益」となる。

#### 「補遺

上述は総合経営計算方式の説明であり、この方式は「総合農協」に固有の計算方式である。「総合農協」とは「食糧管理機構」に隷

属した農協である。政府の指定を受けて米の 集荷事業を販売(推銷)事業として経営し、 米生産に必要な化学肥料の購買(供応)事業 を経営し、政府が支払う米販売代金を貯金と して受入れ、化学肥料の前貸し金を回収す る。このように政府買付け米を基軸として信 用、購買、販売、倉庫の諸事業を総合的に経 営するのが総合農協である。

総合経営および総合農協は、食糧管理制度のもとでの特殊な、いちじるしく官僚主義的な農協である。したがって農協が米集荷事業以外の事業分野に進出するに伴ない、総合農協は農業と農民の必要に適応して改革に迫られる。

農協の剰余金処理。全国平均として期末に 剰余金が生まれたとしても、すべての農協が 平均値のようであったのではない。1993年度 には8%の農協が欠損を出した。

調査農協は剰余金処理の優先順序に従って 法定準備金の留保、出資金にたいする7%以 内の配当金、利用高などの特別配当金、欠損 期の欠損補填に充用するための特別積立金を 控除し、残を次期繰越金とする。

農協と連合会の購買販売事業。(1)日本農協 の組織と事業における中央集中制は顕著であ る。換言すると中央の事業計画を地方が忠実 に執行する体制である。金融事業(貯金吸収 と保険契約)、化肥、農薬など農村用生産資 材の供給事業、米穀など政府系の農産物集荷 事業はいずれも中央集中制である。(2)但し、 経営(資本貸借と損益計算)は中央と地方の 3段階において独立的であることが矛盾性の 問題点である。(3)この問題を解決する方法の 一つは地方(経済連と農協)がそれぞれ上級 機関に依存しない独自の事業と商品を開発 し、相対的に多くの収益を確保することであ る。(4)1975年に出現した「系統間機能分担」 論は、系統3段階の間で市場流通機能を合理 的に分担することを提起し、連合会に活路を 開くものであった。

農協の購買事業営業額。戦後に発足した初期の農協は「食管制農協」の名のように「米と化肥と貯金」の農協であった。しかし1970

年代兼業の深化に伴ない、農村が賃労動者的生活方式に移るにつれて、農協の事業にも生活消費的特徴が「食管制農協」に替って目立ちはじめた。購買事業の内容として消費材商品が伸び生産資材事業も「化肥」一色を脱却し、多様な品目構成に移った。米作の停滞と畜産の発展を反映して、「化肥」に替って配合飼料がトップ品目となった。

3段階における購買事業利用率と手数料率。

- 1)系統利用率。(1)農協の経済連利用率は 75%である(生産資材78%、消費品71%)。 経済連の全農利用率は64%である(生産資材 72%、消費品52%)。総じて農協購買事業量 52.000億の約70%は3段階を貫流している。 (2)この系統利用量は形式上は売買関係である が、価格は計画価格が適用され、商品流通と は区別されている。換言すると、系統3段階 は、とくに大宗品である配合飼料、化学肥 料、農薬、農業機械、燃料油の流通は、「物 的流通」の経路である。この巨大な物的流通 経路として系統3段階は機能している。(3)系 統3段階の関係は、形式上は農協―経済連― 全農の利用の積上げである。実質上は全農事 業量28,000億円の全農―経済連―農協に至る 売り込み (供応) 推進である。
- 2) 手数料率。全農1.0%、経済連3.3%、農協14.0%は表面上は下厚上薄である。しかし1960年頃、連合会「整備促進」原則の実施が全面的となった頃から、農協購買事業は欠損、連合会2段階は剰余である。商品現物の受け渡し作業を伴なう農協は手数料不足であり、基本的には事務作業にとどまる連合会は手数料過大と言うべきである。

農協的購買事業営業額。表示の数値から知ることは日本農協の農業にたいする関与である。その発足の1950年当時はまさに「食管制農協」であって取扱高にしめる米の比重が高かった。しかし近年における農業総産出額の品目構成と対比して農協販売事業の品目構成をみると傾向としては両者類似的である。例えば総額にたいする米販売額の比重は農協において30%、農家の場合28%である。これは

農協が「食管制農協」の状況から脱却して、 農家の販売要求に適応する努力をはじめたこ との反映である。新しい問題は農協の農家販 売に対する占有率である。米の占有率は高い が、野菜、畜産物は低い。

3段階における販売事業の系統利用率と手 数料率。

1)利用率。(1)総額において農協の経済連利用率は93%である。これは農協が経済連事業の集荷機構となり、経済連が「食管制機構」から脱却し、「産地出荷団体」として成長したことの反映である。また政府の農産物流通、価格安定事業の産地における機構として系統農協(県、市町村級)が指定されたことの反映でもある。

(2)経済連の全農(全国農協連合会)利用率は総じて低い。米の利用率が高いのは「食管制農協」を反映している。蔬菜、果実および畜産物の利用率が低いのは経済連が「産地団体」の役割をはたすが全農の市場販売機能が強力でないことの反映である。一部の県経済連が蔬菜の中央卸売市場出荷における全農不利用を公言する状態である。

2) 手数料率。(1)総じて「下厚上薄」(下級が高率であり、上級が低率) である。これは 事業における付加価値率の反映でありまた中 央市場、地方市場、基層市場のそれぞれにお ける商業利潤率の趨勢の反映である。

(2)しかし米麦=政府買付品目は、政府が売買の商業活動とは関係なしに、実費補償原則にもとづいて、第1次集荷団体(農協)第2次集荷団体(経済連)全国集荷団体(全農)に集荷手数料を支払っている。

(3)蔬菜、果実、肉蓄、鶏卵など卸売市場出荷の品目。蔬菜、果実を例にとる。農協の取得する手数料は、まず市場の競争価格が決定する。2~3%の市場卸売会社手数料が控除。連合会の定率(1%前後)の手数料費が控除。諸控除の残額が卸売市場価格として農協に送金される。農協は直ちに組合員に一定額(概算)を仮払金として支払う。年度末の決算時に農協は2~3%の計画=定率手数料と、当期の産地商人価格を考慮して農家取得

価格を決定し、精算する。この場合農協の採算が赤字となる例が多い。それは農協が連合会から受領する販売価格は低水準であり計画 = 定率手数料を控除したのち組合員への支払 価格は農村市場価格と比べて低くなり、組合員の同意を得ることができない。そのため農協は通常、農村市場価格と同水準で組合員への支払価格を決定する。農協販売事業が一般に赤字となるのは以上の理由による。

(4)農協の取得する手数料の経済的性質は何 か。その源泉は全農段階の卸売市場価格と農 協の農村市場価格の差額分である。系統農協 の販売事業は全農と農協の両極において市場 経済と接触しその中間の系統内部流通は事実 上、物的流通である。農協の取得する手数料 は理論的には商業利潤である。しかしこの手 数料は農協が事業上支出した費用を充足でき ず、恒常的に赤字である。それは連合会の控 除する手続費が「過多」(連合会としては十 分な利益ではないが)のため、農協は農村市 場価格(実勢)を考慮し、それに順応して支 払価格を決定すると赤字となる。赤字が恒常 的であるのは農協はその赤字を金融事業収益 によって補填できるからである。この場合農 協の事業の季節性、稼働日数の「過少」を看 過できない。

農協所有の共同設施設置の農協。

共同利用施設の設置状況は、農協がどの事業にたいし、重点的に投資しているかを示す指標である。順位からみると米麦倉庫、青果物集出荷施設、ガソリン店、農機修理工場などである。畜産関係の少ないのはその事業の特質に由来する。

農協系統各階段の主要経営品目的市場占有 率。

(1)この統計には二つの意味がある。第1は系統農協の3段階が全国市場、地方市場、農村市場において、それぞれどのような市場占有率を示しているか。第2は農協の農村市場占有にたいし連合会がどのような役割を果しているか。この二つの意味がある。

(2)購買事業。飼料、化学肥料、農薬、動力燃料油の場合、全農の製造業=卸売市場におけ

る高い占有率が、地方市場、農村市場における系統農協の高い占有率を創出している。上記4分野において全農は全額出資の協同会社を設立し、製造、卸売を直轄している。したがってこの場合、系統購買事業体制は全農=協同会社の物的流通体系の役割を果す。ちなみに混合配合飼料工業の業界は中小規模企業が多く、製造占有率32%は業界第一位の占有率である。

(3)販売事業。政府の米集荷指定団体である系 統農協が高い占有率を保つのは当然である。 市場経済以前の事業分野であるから本来は市 場占有率の概念が適当しない。

蔬菜、果実は農協および経済連の段階で50%の占有率を保つ。大量流通の中央卸売市場に対する大量出荷の系統農協の結合関係を示す。因みに全国の卸売市場事業量にしめる中央卸売市場の占有率は55~60%であるから、この結合関係は偶然ではない。但し、競売方式の市場においては県経済連は出荷調整などの経済機能を果すが、全農の大量取扱機能には限界があり、市場占有率は20~30%と低下する。

肉畜(牛、猪)の場合も同様である。但し、肉畜流通は地方の零細市場の占有率が高い(牛65%、猪85%)。したがって零細分散流通に対する零細分散の出荷の結合関係が成立している。市場経済としては未成熟な分野である。

鶏卵、鶏肉の分野は逆立ち関係である。例 えば鶏卵の系統農協占有率は農協15%、経済 連30%、全農31%である。これは経済連、全 農が大規模養鶏農家の出荷を農協不経由で吸 収していることに由来する。これが合理的流 通関係である。

# 7 系統農協制度―政府管理と農協の選択―

#### 1. 序

戦後農協一系統農協制度は、1948年に戦時=戦後の「農業会」制度を継承して成立した。その特徴は(1)協同組合が政府管理の手段として制度化されたこと、(2)基層農協は食糧管理制度の機構として「総合農協」

方式を以て改組されたこと(3)農民は「集落 農家組合」を通じて「当然加入」を求めら れたことなどである。

このいちじるしく官僚主義な特殊な協同組合は、食管制度の規制の緩和、金融農協への傾斜、兼業化に伴なう集落農家組合の名存実亡化という新局面のもとで、1980年代の到来とともに減益決算という経営の悪化を体験することになった。1980年代を経て1990年代に至る時期に、系統農協はその存続を賭けて転換を模索するに至った。本来ならば農民が転換を主導すべきであったが、兼業化、高齢化の状況のもとで、農民自身がその前途を一義的に確定するになお猶予を必要とした。

#### 2. 転換期の系統農協

#### (1) 転換期の成熟

1948年に戦時=戦後の「農業会」を継承して発足した戦後農協=系統農協制度は、1980年代の到来とともに歴史的な転換期を迎えた。

農協の1980年度決算。1950年以来の減益 決算。

1982年 16回全国農協大会。経営刷新強 化方策/農協合併。

1985年 17回大会。総合力発揮の経営刷 新方策。

1988年 18回大会。競争力と活力ある経営の創造。

1991年 19回大会。組合員を基礎とした 農協/事業・組織の改革。

1994年 20回大会。事業・組織の改革と 強靭な経営体質。

# (2) 運用資金の不良債権化

1970年代。農村の兼業社会化。金融事業の基盤としての農業外所得。金融事業収益依存の経営体質の成長。余裕金の増大と運用。農協資金の貯貸率低下と信連、中金への集中。

1980年代。事業管理費増と事業総利益不 足の不均衡。剰余金の内部留 保と自己資本累増、個人持ち 分なき自己資本の増。固定比 率改善。

1990年代。バブル性経済の膨脹。余裕金 運用(貸付)のバブル性累 増。バブル崩壊と貸出金の不 良資産化。不良債権84,000億 円、融資総残高の73%。うち 回収不能債権63,000億円で 57%(1996年)。

# (3) 食糧管理の市場経済化

政府の農業管理の基幹をなす食糧管理には紆余曲折があった。発足時の1942年は不足米対策であり、戦時物資動員計画の一部をなす。戦後の1946年食糧緊急措置令は飢餓線上の不足米対策であり、アメリカ占領軍の占領政策の一部をなす。

管理の緩和は1955年に開始され漸次的に進行した。途中、高度経済成長期に、工業の急発展に伴う人口の都市集中に対処して、食糧不足と小麦輸入(国内産麦奨励の停止)、生産者米価の増産奨励加給(1960年生産費、所得補償方式に移行)が実行された。

食糧管理は1955年の行政系統から農協系 統への移行を機会に、系統農協3段階を全 面的に包摂する方式をとった。この施策は 系統農協の自主的民主的協同組合としての 発展を拘束した。また日本農業を米作農業 として拘束し、自由な作目選択による農業 発展を抑制した。ここに「食管制的米作体 系」が成育する。さらに後期には消費需要 を超える過剰供給をもたらした。

- 1955年5月 農協を業務機構とする予約 売渡制へ移行。
- 1956年1月 河野農相米の統制撤廃を提唱。
- 1961年6月 農林省麦対策要綱を決定。
- 1961年7月 政府、生産費・所得補償方式による生産者米価を決定。
- 1968年12月 農林省「米作転換方針」を 発表。
- 1968年12月 農林省「総合農政の推進に

ついて」を提起し、自主流通米制度を提唱。

- 1969年5月 自主流通米制度関連の「食管法」の政令改正。
- 1972年4月 消費者米価の物価統制令から除外、政府売渡価格へ銘柄間格 差導入。
- 1979年7月 1979年産生産者米価に品質格差導入の銘柄米区分を発表。
- 1981年6月 食糧管理法改正、29年ぶりの大改正。

配給制度の停止、用途・品質をも 考慮した米管理の基本計画の策 定、自主流通制度の法定化、集荷 業者の指定制と販売業者の許可制 による流通ルートの特定、個人間 の非営利的譲渡行為の規制緩和。

1985年11月 食糧庁「米の流通改善措置 大綱|

> 特別集荷米制度。政府米の売却に つき卸売業者による価格提示、複 数卸売の導入。

- 1988年3月 食糧庁「米流通改善大綱」。 集荷から販売に至る各段階へ競争 の導入、自主流通米の拡大。
- 1990年10月 自主流通米価格形成機構の 設立。
- (4) 農村の兼業社会化と農協基盤の空洞化 1960年代に農業基本法農政は兼業化とい う予想しない農民の反応を体験した。農民 は土地所有者のままの姿で賃金労動者とな る道を歩みはじめた。

1970年代に工業再配置促進法(1972年6月)をはじめとする工業生産の地方分散、地方都市による税の減免措置などの積極的な受容が、農民の在村通勤兼業、兼業の全階層への普及という予想しない状況を生み出した。

農村に兼業化、混住化、高齢化を伴なう 兼業化社会の状況が出現した。

その状況は農村に進出した工業が家庭電 気器具、精密機械、自動車などの業種で あったことに由来する。中央の大規模集中 の組立工程、地方分散の部品製造加工という体系の工業である。地方分散の部品製造加工の方式は農民の在村通勤を可能とし、 兼業の全階層への拡散という事態を結果した。中型農業機械化による省力技術の普及が営農の継続と兼業通勤の結合を可能とした。

このような兼業化社会の到来は、系統農協の農村社会における基盤の全面的な崩壊をもたらした。戦前から継承された基盤様式=集落農民の当然加入、全戸加入、組合員失格者の準組合員化という方式は終焉の時期を迎えた。

兼業化は経営面積が小規模で農村序列の 低位の階層からはじまった。農業労働所得 に優る兼業所得による家計費の高額支出、 生活水準の向上が下層から普及し、農村の 伝統的な序列を変更した。

農村社会における混住化が農業集落の瓦解、内部からの空洞化をもたらした。工場の農村分散は、工場労動者の農村定住を伴ない、農業集落への浸透と雑居、つまり混住化を進めた。そして集落の空洞化は農協の社会的基盤の集落農家組合の名存実亡をもたらした。これは農民の自主的個人加入方式をとらず集落農家組合に依拠してきた農協の社会的基盤に致命的な打撃を与えた。

#### (補遺)

1981年9月9日全国農協中央会「集落における農協の組織基盤強化方針」は上述の状況下での方針である。しかし、事態はこの方針が期待するものといちじるしく食い違い名存実亡と言うべきものであった。

# (5) 農協の企業的成熟と離陸

1970年代以降、農協が企業体としての成熟に傾斜するについては若干の事情が作用した。第1は農村の兼業化に伴なう集落農家組合の名存実亡化は、農協が集落基盤依拠から離れ、それ自信の力に依拠すべく企業的成熟を選ぶ必然性を求めた。第2は、1970年代の農協の農外所得に依拠した地域信用組合的発展の方向は、農協の企業的成

熟の道と結びつくものであった。

第3は膨脹する職員数と事業管理費支出 は、事業総利益の追及を不可避とし、企業 的成熟を予定した。

(全国農協中央会) 1980年12月第42回総合審議会答申「農協の組織、経営体制整備のあり方について|

1) 執行体制のあり方について

「重要かつ基本的な課題は、専門化した多様な事業を行う農協の経営と各種の組織活動をリードするにふさわしい活力ある執行体制 | の確立。

「まず第1に農協組織、経営活動をリードしうる役員を組合員の中からどのように選出するか、第2に組合員の中から選出された役員とともに、日常の業務の執行に当る学識経験者理事、参事をどのように確保し、常勤体制を強化するか、そして第3にこれらのことを可能にする制度的な仕組みが十分整備されているかどうか」の検討。

- (1) 役員の選出について。(2) 常勤体制の強 化について。(3) 役員報酬等について
- 2) 健全経営のための自主管理体制の整備について

「資源・エネルギーの制約、高齢化社会の 到来、地域農業の再編等、今後の農協経営を とり巻く厳しい環境条件のもとで、農協組織 全体が健全経営を維持しその社会的信用を確 保するため、次により健全経営のための自主 管理体制の整備を促進する」。

- (1) 経営管理体制の整備について。
- (2) 自主監査体制の整備について。

#### (農林省)

1977年5月21日農協制度問題研究会報告書(うち、3.諸情勢の変化への農協の対応)

- 1) 農協の基本的あり方
  - (1) 疑問。準組合員の増加、信用・共済・生 活購買事業の顕著な伸び。
  - (2) 農協。本来は農協は「農業生産力の増進 と農民の経済的社会的地位の向上」を目的 とする自主的協同組織体である。農村社

会、農業の変化、兼業化に農協が対応する のはやむを得ない。

- (3) しかし農協は組合員の農業面の要請に十分に対応していない。組織および事業の運営の適正化をする必要がある。
- (4) 都市近郊地帯は現在、相当程度の農業が存在する。農協は「農民の自主的協同組織体」として特性を保っている。
- 2) 農協の経営管理及び事業運営
  - (1) 自己資本の充実。増資は「応益負担の原 則」に従う。剰余の内部留保による充実を はかる。組合員に対する剰余の配当金を回 転出資金として吸収する。
  - (2) 業務執行体制の整備。トップマネージメント層の弱体を解決するために専門的知識者の登用による増強をはかる。運営の組織体制の不備を改善する。とくに貸付の審査、債権の保全、内部検査を強化する。
  - (3) 指導上の措置。専門知識のある常勤役員。信用、経済両事業の複数参事制。貸出審査体制と内部検査体制。県級の共通役員制の下の信連の執行体制の強化。中央会の経営指導強化と監査機能強化。
- 3) 協同会社の設立、管理の適正化
- 4) 事業運営の適正化一成長経済期に生じた行 き過ぎの是正。農業生産力の増強。農業関連 事業の充実。
  - (6) 転換期と農協の選択
- 1) 転換の3方面

農協は成立以来、半世紀を経て、重大な転換期を迎えた。戦後農協はその特徴的な側面から転換を迫られ、選択を求められた。

戦後農協の特徴は、食糧管理制度に隷属した農業機構であること、基層行政機構=市町村を単位とした総合農協であること、農村の自然村=農業集落を基盤とした社会組織であることなどであった。

転換はこの3方面ではじまった。すなわち第1に食糧管理の市場経済化、つまり規制緩和政策がそれ自体が規制制度であった系統農協制度の存立の基礎を揺るがせた。第2に1980年以降に露呈した金融事業収益の低下が、総合農協経営の存続に不安定要因を造成

した。第3農村社会の兼業化に伴なう農業集 落の空洞化が、基層農民の組織基盤を崩壊に 導いた。

系統農協制度つまり協同組合の手法を用いた政府の農村管理制度としての系統農協は重要な転換期を迎えている。農協の中央、地方のリーダー、農協に深い関心を持つ農民はどのような選択をするのか。すなわち、政府の管理制度に替えて、農民の利用事業体制として農協をどのように創設するのか。画一的な総合農協ではなく、各地各様の必要に応えた農協経営方式をどのように創設するのか。そして農民の自主的な個人加入の道をどのように開くのか。1948年の戦後農協の発足の時期に解決すべきであった基本的な諸問題が、新局面の新問題として提起されている。

2) 転換期と農協の選択

1994年9月14日第20回全国農協大会、議決「21世紀への農業再建と農協改革」

|協同活動の強化と地域づくりの推進|

- (1) 組合員との紐帯・消費者などとの連繋強化をはかる協同活動の展開。
  - ①組合員などの意思反映・結束強化をはか る組織運営
  - ②消費者・住民等との連繋強化をはかる活 動
  - ③協同組合間提携の拡大・強化
- (2) 快適な暮らしと地域づくりの推進
  - ①暮らしの拠点としての生活活動の総合的 取り組み
  - ②地域に開かれた高齢者福祉活動の推進
  - ③地域開発事業等の推進
  - ④地域環境問題への取り組み
- (3) 地域に密着した事業活動の総合的展開
  - ①多様化・高度化した組合員等利用者ニーズへの的確な対応
  - ②事業間の連携強化による総合力の発揮
  - ③相談活動を基礎とする事業推進 |農協事業・組織の改革と強靭な経営体質の 構築|
- (1) 系統農協を通ずる事業・組織の改革
  - ①合併構想の早期実現と合併農協の機能・ 体制の整備

- ②事業2段階を基本とする事業方式の改革
- ③新たな事業方式に対応した組織の再編
- ④全国段階連合組織における組織整備
- ⑤組織整備にかかる法制度・税制改正の取 り組み
- (2) 強靭な経営体質の構築
  - ①労働生産性・施設効率の向上等を重点と する経営の効率化
  - ②各事業の業務運営・部門収支構造の改善
  - ③自己資本の充実・固定化債権の解消等財 務の健全化
  - ④高度・効率的な農協総合情報システムの 構築と運営
- (3) 役職員の意識改革と系統農協を担う人づくり
  - ①役職員の意識改革と職場の活性化
  - ②系統農協を担う人づくり (以下省略)
- 3) 農協の運営と「協同組合」原則
  - (1) 「協同組合|原則
    - ①国際協同組合連盟(I.C.A)の1932年パリ大会「協同組合原則」
    - ②1966年ウイーン大会「原則修正」

第1、組合員(加入、脱退の自由)

第2、民主的管理(1人1票の表決原 即)

第3、資本に対する利子(出資高配当、 利益の内部留保)

第4、剰余金処分(利用高配当)

第5、政治と宗教

第6、事業運営(現金取引)

第7、教育(企業協同組合による教育)

第8、協同組合間協同(連合会か、合併 か、協同か)

- (2) 農協の金融事業
  - 1. 農林金融機構

農林中央金庫(1923年設立) 農林漁業金融公庫(1953年設立)

農業近代化資金助成法(1961年公布)

2. 農協における「余裕金」の形成、運用 の機構

「余裕金」の形成=兼業化に由来する 農家資金需給の特質、農村資金市場にお ける農協占有率、農協資金コストの高水 準の構造、貯貸率の低水準。農家農業資金の制度資金依存。

「余裕金」の運用=農協資金の県信連 預金化、財務処理基準令による規制。県 信連の預金按分の特別配当支払い。

- 3. 「地域で集めた資金は地域へ還元する」 原則
  - ①「米肥商型農協」から営農金融へ(高 橋七五三論文1962年) ― 「農協が農民 から集中した資金を再び農民に貸し付 ける」
  - ②1980年4月23日全国農協中央会第40回 総合審議会答申「系統信用事業体制整 備の方向について」

「経済・金融構造が基調的変化を遂げ、競争促進的な新金融効率化行政が展開されるもとで、系統信用事業は資金の調達と運用の不均衡という問題に直面しており、地域農業の再編および地域環の整備という新たな要請への対応とあいまって、融資機能の強化が重要な課題となっている。このため系統信用事業は、組合金融を本旨とし、地域で集めた資金は地域へ有効に還元していくことを基本にして、地域の実情に則しつつ、事業体制の総合的整備をすすめる

組合員の営農、地域農業の再編に対する融資機能の強化 各段階の融資機能等の強化

事業の効率化と農協組織の総合力発揮 諸制度規制の見直し

③1985年10月2日同上第45回総合審議会 答申「環境変化に対応する農協の組 織、制度、事業運営の将来方向」 事業運営の将来方向(1985年第17回全 国農協大会決議に依る)。

事業運営における農協の総合事業体 としての特性、優位性の発揮。

新規事業分野の開拓、事業の総合的、一体的展開。

物流・事務の合理化と相談、渉外業務、企業開発体制の強化を基本とした

系統各事業の機能強化。

段階別機能分担の方向としては、正 組合員3000戸以上の目標達成、1県平 均20農協を想定した農協合併。合併の 進捗に応じ段階間の機能の重複を排除 して、事業方式の合理化、効率化を図 る。

「事業方式」にかんする補註=全国農協中央会。系統各段階の事業利用のあり方を意味する。つまり①組合員は農協の全利用。農協の連合会事業利用は、農協の余裕金の2/3を県信連へ。県信連はその1/2を農林中金へ預け入れる。経済事業は「整備促進事業」時代(1953~60年)以降、系統全利用を建て前とした。

信用事業。

農協の金融諸機能の強化を基本とする。そして連合会によるその補完および 系統全体の資金運用の効率化という観点 で機能分担の方向づけを行なう。そのために必要な法令諸制度の改善を促進する。

貯蓄の推進および金融サービスの提供 等について、農協段階の機能強化を図る とともに、これに対応した推進企画、新 商品の開発等の信連・中金機能を強化す る。融資については、とくに農協段階の 機能・体制の整備を図る。

余裕金運用については、金融自由化の もとでの運用機会の増大と、小口金利の 自由化等に対応し、系統全体の効率的か つ安定的運用に留意して、信連・中金段 階での運用を合わせて可能な範囲で農協 段階での運用を拡充する。

「余裕金」の補足=全国中央会。

農協段階の余裕金についてふれているが、これは余裕金運用は、安全性、効率性に立脚しつつ、系統全体としての運用収益の極大化を図るという総合審議会での基本的認識をふまえて、農協の取扱体制の整備状況に応じて余裕金運用範囲の拡大と運用の量的拡充を逐次段階的に実

施することである。

④1985年同上第45回総合審議会答申「金融自由化等に対応する農協の経営体制・業務機能等の整備強化について」 業務機能等の拡充強化の必要性。

系統農協は、金融自由化の進展等による他業態、他業種等との激しい競争のもとで、事業の伸び悩み、組合員世帯の農協利用率の停滞という状況にある。こうした厳しい状況を克服し、組合員等利用者の期待に応えるには、系統自ら信用、共済、経済等各事業にわたり、他業態との競争条件を確保し得る業務機能等の拡充強化を図り、制度・諸規制の見直し、改善を求めていくことが必要である。信用事業

農業農村振興および地域に密着した融 資機能の拡大強化を図るため、制度資金 等の拡充と有効活用、農畜産物加工・流 通関連資金の充実に努める。

また地域の金融機関として、組合員を はじめ、地域住民等に対する生活資金の 充実および小規模事業者等に対する資金 対応力の強化を図る。

組合員等利用者との紐帯強化、総合取 引深化のため、公共債券の銀行窓口販売 等新規業務機能の具備、ニーズに対応し た新種目の開発、サービスの提供、機械 化の計画的推進、系統内他事業部門との 連繋、他業態との提携など、金融業務機 能の拡充を図る。

農協段階における組合員の金融資産の 増大、余裕金の増大傾向ならびに金融自 由化の進展下における系統信用事業各段 階の収益性の低下のなかで、経営の健全 性を確保するためにも、資金の効率運用 の重要性は一段と高まっている。

このため信連段階においては地域の諸 産業分野に対する融資の拡充、有価証券 等の多面的、効率的運用に努める。農林 中金段階においては民間法人化に合わ せ、資金運用、総合金融取引体制等の整 備と証券業務、国際業務分野等での新た な収益機会の開発。拡充に取組む。

# (3) 農協の経済事業

1. 農協の経済事業機構

全国農協連合会(1972年合併成立)。全 農系列協同会社。全国鶏卵価格安定基金 ・全国配合飼料供給安定基金

 連合会「整備促進」事業の原則(1953 ~54年)

1954年3月1日整備促進資料第1輯「事業連整備促進における組合の役割」 1953年12月18日同上第2輯「購買事業体制の確立一購買事業計画化について一」 1954年3月20日同上第3輯「販売事業体制の確立一販売事業計画化について一」 1954年3月23日同上第5輯「事業連における販売および購買事業の手数料についての研究」

要約。連合会「整備促進」事業の原 則。系統全利用の原則。計画購買(販 売)の原則。無条件委託の原則。共同 計算の原則。実費配賦手数料の原則。

3. 1975年2月13日全農・系統経済事業研 究会答申「系統経済事業方式と段階機能 について」

諮問・答申の背景

- ①事業の多様化と系統経済事業体制。 1960年代以降、総合農協は園芸・畜産・生活(自動車・燃料を含む)事業などに取組む一方、稲作の機械化・省力化に対応し、広範多岐な生産・流通施設の設置をすすめた。
- ②農協合併の進行と連合会機能。農協合併は進展し、今日では市町村区域をこえる大規模農協は461組合(1974年3月現在)を数えるに至った。これらのなかから、1963年、農協の全国連への直接加入問題が提起された。これらの動きは連合会機能問題を鋭く提起した。
- ③組織構成員の相互理解。系統諸事業の 遂行に関し、農家および系統組織の構

成員の間でその機能・役割について相 互理解の努力に欠けている。とくに最 近3年らいの国際的な飼料穀物および 石油価格の高騰に端を発した諸資材価 格の急騰と、このコストアップ分を農 畜産物価格に反映し難いことから、相 互の信頼関係が動揺する傾向さえみら れた。

系統経済事業方式と段階別機能分担

①米穀販売事業。重要なことは食管制度 の堅持である。その制度のなかで果す 系統農協の役割は何かについて、統一 認識が必要である。当面取組むべき課 題を次のように設定する。

> 自主流通米を中心とした販売対策の 強化

系統食糧配給事業対策の強化 米穀取扱体制の点検

- ②園芸事業。卸売市場が大宗を占める現状の継続を前提とすると、事業方式と 段階別機能分担がきまる。大量流通品 目とその他品目を区別して、系統農協 主導の価格安定を図る。大量流通品目 の主要消費地域における販売は全農、 その他地域における他品目の販売は経 済連、農協とする。
- ③畜産事業。素畜供給から畜産物処理販売に至る体制を確立する。全国的需給調整体制の確立と価格安定を課題とする。現行の系統農協の組織は次の販売市場分担、畜種別事業方式となる。大消費地市場(全国の取引上、指標価格を形成する大都市の領域)において、全農が全国的な需給調整を担当し、価格形成の主導権を握る。地方車場一場内車場(場下の条地車場)

地方市場=県内市場(県下の各地市場 取引に影響を与える県内の主要都市の 市場)の流通は、県経済連が産地加工 処理を含め、全農の行う需給調整に協 力し、価格の安定化に努力する。

農協管内市場の場合は、農協の生活購 買事業の分野とする。組織購買、農協 店舗取扱いを主体とした域内販売とす る。

④肥料・農薬の購買事業。

肥料・農薬とともに寡占体制はいっそう強化されつつある。これに対応して、系統各段階の合理的な機能分担と相互補完にもとづき、系統購買体制を強化する。

全農における原料・原体の購買と供給機能の強化。製品の購買と供給機能の強化。1 次輸送体制の強化。

県経済連。購買と供給をつなぐ中継機 能の強化と2次輸送体制の強化。

農協。供給機能と消費地保管機能の強化。

肥料の新流通体制の創出。

⑤配合飼料事業。

1972年以降、世界穀物市場の基調が激変したため、飼料原料の安定、確保が 至上の課題をなす。

安定確保対策は、配合飼料工場に対する原料の購買と供給、工場における製品開発、工場の県経済連、農協に対する製品=配合飼料の供給など、段階別機能を強化する。

4. 1985年10月2日前出第45回総合審議会 答申「環境変化に対応する農協の組織・ 制度・事業運営の将来方向」。

「経済事業については、全品目を通しての一律的な段階別機能分担の方向づけは困難である。情報化の進展、物的流通の革新等の動向を踏まえ、品目の特性に応じた機能分担とする。農協・経済連・全農はそれぞれの段階の事業機能、体制の整備状況に応じて事業を運営する。それによって競争力を強化し、系統利用率を向上し市場占有率をひき上げる。

品目の特性等による特別措置。品目の 特性によって農協、経済連の段階で販売 業務を完了すること。農協を超えた市場 活動能力を有する大規模農家は連合会直 轄とする。事業機能を有する農協につい ては段階別事業利用の合理化を図る。 1985年10月2日同上第45回総合審議会答申「金融自由化等に対応する農協の経営体制・業務機能等の整備強化について」。

#### |経済事業|

金融自由化等の環境変化、他企業との競争激化等に対応し、系統全体としての機能発揮とコスト圧縮の観点に立つ。その観点から事業別・品目別の実態に即して、段階別機能分担の合理化、合理的事業方式の確立を図る。それにより事業運営の効率化をすすめ、競争力を強化する。

農産物の需給不均衡、流通の変化等に対応し、各段階の機能分担にもとづき、販売力を強化する。系統農協の意思を結集して需給調整機能を強化する。また、業界の再編成と系列化、商的流通と物的流通の合理化に対応し、系統の自主推進、自主供給機能の強化を基本とする、需要の結集と購買力の強化を図り、取扱い条件を改善する。

農家相互間の規模、生産性、技術力等の格差の拡大、生産者組織の役割の変化、農協相互間、県経済連相互間の事業機能の格差等に対応し、必要な事業と品目について、事業方式や取扱い条件を弾力化する。

上記の3項に亙る事業機能の強化と 事業運営の効率化によって、経済事業 全体としての事業競争力を強化する。 また、事業施設の運営の改善と効率化 等を推進し、系統経済事業の経営とし ての確立を図る。

# (4) 系統農協制度論争

- 1. 論争の土壌-系統農協制度-
  - ①農協法制。農業協同組合法(6章102条)、農協模範定款例(7章)財務処理基準令(5項目)、次官、局長通達。農協合併助成法(1961年)。農協法改正(第1次1949年~第10次1992年)。
  - ②総合農協制度(1948年)、中央会制度 (1953年法制)。行政系統準拠の3段

- 階。市町村農協。集落農家組合。準組 合員制。
- ③総合農協経営(1948年)部門別損益計 算方式(1957年)
- 2. 系統農協制度論争と選択
  - ①「農協経営の経済的純化」論争(1952 年川野重任論文)
  - ②農業団体再編成論争(1954年、1956年 「平野私案」)
  - ③農協信用事業分離論争(1955年河野農相の提唱。1956年「平野私案」)
  - ④町村合併=農協合併論争(1953年。 1956年「農協整備特別措置法」)
  - ⑤「農協合併助成法」論争(1961年~68年農基法農政と農協)
  - ⑥県連合会各会「共通役員制」論争 (1959年11月。1966年11月協議会1967 年8月報告書)
  - ⑦農協合併=連合会改組論争(1964年中 四国協議会1969年2月「結論」1972年 合併全農成立)
  - ⑧連合会機能分担論争(1973年10月第13回大会、1975年2月答申)
  - ⑨1970年代「自主建設路線」構想(1975 年第12回大会、佐伯尚美評論)
  - ⑩「都市化と農協」論争(1968年6月新 都市計画法/1974年6月国土法、生産 緑地法、1975年6月改正農振法)
  - ①「地域協同組合化」論争(佐伯尚美論 文1971年、鈴木博論文1973年)

# 8 都市の膨脹と近郊農業

序 狭隘な国土における横溢した経済活動、濃密な人口密度という事情のもとで、日本はいちじるしく特殊な都市社会を出現した。高度経済成長の開始の1955年当時すでに「都市部」人口は全人口の56%を占め、1980年には76%を超えた。日本列島が都市によって覆われたと表現できる人口状況である。そして「都市のなかの都市」とも言うべき「10大都市」(人口規模100万以上)の人口占有は20%に達している。いわゆる「都市問題」の集中する地域である。

- (1) 都市の発展と農業の再編成
  - 1. 産業都市の発展

1953年9月 町村合併促進法 1962年5月 新産業都市建設促進法

- 2. 都市近郊農業(都市の第1の要求)
  - 1) 近郊農業の拡張と農業再編成
  - 2) 農家の兼業化、非農業化
  - 3) 農地の農業外転用、流動資産化
  - 4) 近郊農協の信用組合化
- (2) 都市近郊農業の拡大(都市の第2の要求)
  - 1. 近郊農業の特質=小売市場における産地価格の形成。
  - 2. 近郊農業の広域化
  - 3. 近郊農業と主産地農業の重層化
  - 4. 蔬菜の入荷安定措置 1966年7月「野菜生産出荷安定法」 1971年4月「中央卸売市場法改正」

1970年「重要野菜需給調整特別事業」 1976年10月「野菜供給安定基金」

- (3) 都市農業と土地問題(都市の第3の要求)
  - 1. 近郊農地の都市用地への転用 1968年6月「新都市計画法」(市街化 区域と調整区域)
  - 2. 農業の側の「領土宣言法」 1969年9月「農業振興地域整備法」 1975年6月同法改正
  - 3.「土地利用基本計画」 1974年6月「国土利用計画法」 5件の法律による地域区分
  - 4. 都市の要求する緑地確保 1974年 6 月「生産緑地法」 1973年 7 月全国中央会「土地対策要 綱」

1982年「長期営農継続農地認定制度」1991年改正「生産緑地法」

- (4) 都市化と農協
  - 1. 農協金融における農外要因の拡大傾向 1971年12月農政審議会金融部会「報告 書|
  - 2. 都市化地帯農協の役割

1972年6月全国中央会都市農協問題研究会報告書「都市農協の運営について―都市化地帯における農協の機能と役割

- 一」。「緑の供給と自然との触れ合いの場の提供を主目的とした農業(生産緑地)の確立 | を提唱。
- 3. 農協の社会的責任としての「融資体制」 「資金管理体制 |

1972年自民党総合農政調査会金融小委

員会「農業金融についての提案」(いわゆる湊徹郎私案)。農協は「職能組織か地域組織か」の択一を否定。

(5) 都市の存立と農産物輸入(都市の第4の要求)

# 1996年9月、復旦大学講義における 質問と応答の摘要及び研究座談会略記

# 補遺

# 目 次

- 1 日本における農家の兼業化=就労構造の評価
- 2 中国における人民公社解体以降の農民組織の在り 方
- 3 日本農協および食管制における市場リスクの処理
- 4 国民経済の成長における農業問題
- 5 国民経済の成長における工業・農業関係の調整
- 6 農業構造の近代化における農民問題
- 7 農地流動化と経営規模拡大策
- 8 「農地法」と自作地細分化防止策
- 9 農家の兼業化と農産物価格政策の効果
- 10 蔬菜の価格と流通
  - 一「野菜生産出荷安定法」—
- 11 農産物の市場流通と農協販売事業
- 12 「農業は先進国産業である」について
- 13 ウルグァイ・ラウンド農業合意と「農業保護政策」
- 14 農村の都市化と都市・農村関係
- 15 上海農学院における教授研究座談会
- (1) 日本の都市発展と郊外土地問題について
- (2) 中国「農業基礎」論
- 16 上海市農業局農村経済研究中心の研究座談会
  - (1) 都市農業の特徴
  - (2) 都市農業あるいは都市近郊農業の概念について

#### 兼業化=就労構造

1、日本、農民の農外所得と農業所得の比率は5 対1であると聴く。兼業化の進展を見ること ができる。この経済現象を如何に評価する か。

中国は少なからず、この現象に対し批判的な

態度をとっている。教授の見解は如何? 江蘇省農村工作部・戴瀾。

#### 説明摘要

- 1、農村経済は基本的に「賃金経済化」。
- 2、農村=農民階層の専兼業分化。下層農家の 兼業化と所得優位。
- 3、農村=兼業化と混住化、つまり「産業社会 化」であり、これを肯定的に評価する者は 少ない。

# 農民組織

2、中国は人民公社解体以降、少なからぬ地方が 農民自身の組織の創設に努力しているが、現 在のところ、大きな成果を挙げるに至ってい ない。日本の農協に学び、供銷合作社の組織 化から着手するという方法もあるが。つまり どうしたらいいか。教授の提案を聴きたい。

江蘇省農村工作部・戴瀾

#### 説明摘要

- 1、誰が人民公社を解体したか、なぜ解体した か、公社制度のどこを解体したか。
- 2、「三枚牌子」(村民委、地区合作組織、党支 部の三枚看板)は「政社合一」の変形再現 に通ずる。なぜ再現したか。
- 3、なぜ農民の組織が成功しないか。
- 4、どうしたらよいか。農民内部の堅固な核心があるか。農民は何を要求しているか。 農業の将来をしめす江蘇省の典型はどこにあるか。
- 5、村級に県級機構が数多く下伸(垂直関係) して外郭か固める作用をはたしている?

農協と食管制

3、日本政府が農協組織をつうじて糧食買いつけ をする場合、どのようにリスク負担の措置を とっているか紹介されたい。

#### 説明摘要

- 1、リスクを市場の変動、需給変動に由来する 問題であるとするならば、1970年らい生産 制限措置がとられ、いわば1000万トン総量 規制のあるため、リスクは発生し難い状況 にある。また輸入は政府の管理下にある。
- 2、1994年産米については政府買付205万トン 自主流通米480万トンである。自主流通米 は基準価格の上下7%幅の入札が誘導され ている。ちなみに、1994年10月の政府在庫 米は2万トンであった。

# 経済成長と農業

4、教授は講義において・工業・農業関係の処理 に関する5点の問題に論及した。その解決方 法について再講するように希望する。

# 説明摘要

「5点の問題」とは講述の際に紹介した1957年 「農林白書」の指摘する日本の農業の「5つの赤 信号」である。

- 1、農業所得の低さ。
- 2、食糧供給力の低さ。
- 3、国際競争力の弱さ。
- 4、兼業化の進行。
- 5、農業就業構造の劣弱化。

#### 経済成長と農業

5、日本は工業の発展に際して、如何に工業=農業関係の協調を図ったか。

# 説明摘要

1、1990年の所得格差。1人1日農業6700円、 製造業17.367円-38.6%。

家計費平準化。1人1年農家115.8万円、勤 労者103.1万円—112.3%。

- 2、前出、日本農業の「5つの赤信号」。
- 3、農業基本法の目的とその達成状況 [平成7年8月、大臣官房調査課『我が国経済の発展と食料・農業・農村』による]。
  - ①他産業との生産性格差の是正
  - ②生活水準格差の是正 [家計費=労働力価値 形成の平準化(菅沼)]

- ③農業生産の選択的拡大
- ④農業構造の改善

#### 農業構造=近代化と農民

6、農業構造の改造事業の方面で、日本政府はど のような措置をとって、農民が意識(自覚) 的に実行するようにしたか?

# 説明摘要

1、農業構造改善事業の経過。

第1次 1962~69年 1971年完了 第2次 1970~78年 1981年完了 新農構 1978~83年 1987年完了(前期) 新農構 1984~88年(後期) 活性化 1989~

- 2、1992年6月「新しい食料・農業・農村政策 の方向」(新政策)。稲作経営は10~20ha 規模を必要とする。
- 3、農業機械化・大規模化構想。畜産。経営単位の減少と大規模化。米作。機械化・省力による兼業化。
- 4、農家労働力の構造。 労働力の高齢・老齢化と「構造」問題の限 界。

#### 土地制度、離農と土地流動

7、農業労働力の農業を離れ、農村を離れるとき (離土離郷)、もとの土地所有権(土地産 権)はどのように処理されたか。その農村の 農民に売り渡したのか、あるいは貸付けたの

# 説明摘要

1、政府は農地流動化促進の方針を持続している。まず売買移動は高地価と資産価値期待のために困難である。貸借移動は借地料は経済的に移動を可能にする水準にあるが、「農地法」による耕作権保護のため、所有権者は流動に消極的である。

1960年代は下層農民の離農離村に際し、農地の売買による移動の傾行にあった。1970年代になると変化が生じ、借地経営が漸増した。新情況の新要因は農家労働力の高齢・引退である。

2、1980年「農用地利用増進法」の制定は「貸

したら戻ってこない」という所有者の不安 を緩和し貸借流動を促進した。

- 3、近年・移動農地のうち「大規模層に集中する割合が高まる傾向」が見える。耕地面積全体に占める大規模層(経営耕地面積 5 ha以上)の占有率は1980年3%、1990年7%である。
- 4、農業経営が畜産も耕種もいずれも大規模化する傾向にある。これは、合理化を目ざす大規模化と言った政策の帰結である以上に、農家個人の、可能な労働日数一杯を働く=絶対収入をふやすという志向によるものである。根底には農民の「農業が好き」という心情がある。

#### 土地制度

8、日本は耕地の細分化をどのようにして防いだか(自作地細分防止策)。

# 説明摘要

- 1、「農地法」(1952年7月) は地主制の復活に 備え、耕作権の地位を高くする主旨であっ た。細分化防止は重点ではなかった。
- 2、農地の経営集積を困難とする原因。①農地価格の土地価格化に由来する高謄。買い手側の購入難。②農地の土地資産化による売渡の消極性。③大勢としての耕作委託と耕作大規模化。所有は依然として零細分散をつづける。

# 兼業化と農産物価格

- 9、講義の話を更に深く紹介して欲しい。政府の価格政策が、農業に影響しないと説明したが、その理由を紹介されたい。例えば政府が何らかの原因によってある農産物の基準価格を引き下げたとしても、この価格政策はその農産物生産の減産をもたらすことにならないのか? 華中農業大学教授
  - 註 講議において、「農家経済が産業の賃 金の影響を受けるようになったため農 産物価格は農家経済を左右する唯一の 経済的要因ではなくなった」と説明し た。

# 説明摘要

- 1、政府の価格政策の対象は金額ベースで70% を含む。政策には抑制と支持の両面、生産 者対策と消費者対策の両面がある。
- (価格の水準。東京の1993年11月の食料品価格はこれを100とすると、ニューヨーク71、ロンドン66、ハンブルグ65である。国際比較では高水準にある。
- 3、米価。生産者米価は所得・生産費補償原則 の米価である。消費者米価は家計費米価で ある。政策理念としては、両米価は連動し ない。

1986年までは売買逆ざやがつづき、形式上は生産者支持価格であった。1987年の順ざや以降、消費者米価を基準として生産者米価が連動する。生産者米価は据置きとなり、自主流通米および自由米価格は上昇をつづける。

- 4、価格政策のもとの農家の労働と労働所得。 都市製造業賃金と比べて農業所得はおおむ ね40%の低水準にあり兼業化に傾斜する。 1994年生産者米価60キロ16,392円(10アー ル.544キロ.9,06俵,147,528円)。物財費 10,500円、労働報酬5,892円(10アール当 り53,380円)10アール米作労働時間38,9時 間。1時間1,372円8時間1日当り10,976 円。製造業賃金17,367円に対し63%相当。
- 5、生産制限政策。1994年度の水稲潜在作付面 積271万 ha にたいし、60万ないし70万 ha の制限措置がとられている。その反面、衰 退傾向も生じている。例えば労働力不足に より耕作委託が一つの傾向となり(稲刈り 作業の16%)、耕作放棄(3.8%)も生じて
- 6、食糧管理会計の役割。最近数年らい食糧管理経費はまい年1300億円の規模をつづけている。売買損益も年によっては赤字300億円が生じたり黒字300億が生ずるという状況にある。総じて政府は上述の財政資金を投入して生産・消費関係に調整者として介入している。これは生産者保護・消費者保護と言う次元のものではない。そのような介入によって生産と消費が保証されるのである。換言すると生産者農民と消費者勤労

者という二つの階級の間の食糧をめぐる矛盾を正しく処理して、生産と消費を保証するものである。

7、原料用牛乳価格にたいする「不足払い」制 度(1994年現在、金額はキロ当り円)。

保証価格

75,75

基準取引価格

64,26

補給金単価

11,49

飲用乳価格

118, 22

安定指標価格

993.00 (バター)

限度数量(万t) 230

この制度は対象加工原料乳230万トン、バター価格993円を前提とする。また生産費調査によって農家にたいする保証価格を定めている。加工企業の原料乳支払い価格=基準取引価格は、市場競争を考慮した製品価格=安定指標価格の逆算によって定める。その差額11円余はこの価格部分の政府負担により、酪農経営も採算をとることができ、加工企業も採算可能となる要素である。

したがって、単なる農業保護制度ではな く、この補給金によって加工企業と酪農経 営の双方が存立可能となる社会制度であ る。

8、農産物の社会的位置。農林水産省の試算した「最終消費された食費の帰属割合」 (1990年)は次の如くである。消費総額68 兆1350億円のうち、農水産業分24.7%、食 品工業分29.3%、飲食店分18.5%、関連流 通業分27.5%である。この構成費の示すよ うに、日本人の食生活は単純に農村=農業 問題でなく、多くは都市=食品産業問題で ある。

#### 蔬菜の価格と流通

10、蔬菜は貯蔵の困難な農産物である。短時間に売りつくさなくてはならない。農協は蔬菜の販売額において相当高い占有率を占めているが市場リスク(市場風険)を如何に処理しているか。なお、中国の蔬菜価格の波動は極めて大きい。日本の蔬菜価格の波動は如何か。

# 説明摘要

- 1、蔬菜価格の波動は、中期(年度間)波動と季節波動の2種類がある。中期波動が主要問題である。例、結球白菜の場合、1989年から93年に至る5年間において、最低価格は1992年1 Kg54円、最高価格は1991年99円であり、1.83倍の開差があった。甘藍は1989年60円、1991年119円、開差1.98倍であった。おおむね4年を1周期とする。
- 2、政府の蔬菜価格政策は都市、消費者のための供給安定対策と農村、生産者のための過剰生産、暴落回避対策の二種類がある。「野菜生産出荷安定法」(1966年)は前者、「重要野菜需給調整特別事業」は後者
- 3、蔬菜の市場流通の特徴は大市場の発展、大産地の成長、両者を結びつける農協の大量出荷販売である(1992年の数値)。

にぞくする。

大市場。全国卸売市場入荷 1401万トン 26,398億円 768 4 大市場 15,581 その他 633 10,817 大阪市場 大産地。 東京市場 市場入荷量 1905,076トン 679,892トン 1362,616 428,920 うち10県 農協販売のシェア。

流通額 23,822億円 単位農協 12,640 県経済連 12,161

- 4、野菜指定産地制度(1992年)。
- 指定産地 合計 甘藍 玉葱 白菜 70 指定産地数 1190 126 86 524 303 出荷量(チトン) 3051 502 1 産地平均(トン) 2563 4158 7171 3523 占有率(%) 26.1 38.6 43.1 34.4 出荷総量(チトン) 11690 1357,5 1164,7 880,8
- ② 指定要件としての共販組織。共販組織に おける生産物の集合による商品としての形成。無条件委託、つまり出荷時期と出荷先 市場の選定の一任。価格、運賃の共同計算 による単一の商品群の編成。
- ③ 野菜供給安定基金制度。1976年に野菜生産出荷安定資金協会(1966年設立)と野菜価格安定基金(1972年設立)が合併して成立。概況。基金登録団体数(1990年8月現

在)は農協連合会53、事業協同組合4、合計57団体である。対象市場197(中央市場76、地方市場118、全農集配センター3)である。価格補填の事業の対象野菜904種別、地域である。

業務の構成。「対象野菜と対象指定消費地域(対象市場)と対象出荷期間(普通、年間3回を含む3年)の組合せにより業務区分を決める」。その内容は業務対象年間、保証基準額、最低基準額及び資金造成単価から成る。

保証基準額。各業務区分ごとに、過去3年間の市場価格の平均額(趨勢値価格)の90%を保証基準額とする。また平均額の2分の1を最低基準額とする。つまり2分の1の範囲を保証とし、それ以下の下落は補填の対象とならない。

資金造成。登録出荷団体は業務区分にもとづいて、価格差補給交付金の交付を申し込む。基金はこの交付申請に対し、予算の範囲を考慮して登録出荷団体に対し承諾の通知を出す。その予算の範囲とは資金造成額に依ってきまる。資金造成は(一般野菜の場合)、登録出荷団体20%、道府県20%、政府60%の割合で負担する。ちなみに資金造成単価は保証基準額と最低基準の差額の10分の9に当る額(交付金単価の最高額)とする。(野菜供給安定基金『野菜価格安定事業の手引』平成2年度)。

5、重要野菜需給調整事業。価格差補填による 価格安定事業は生産者の所得補償に立ち入 らない点、財源の弱体などの問題をかかえ ていた。1980年に発足した「重要野菜需給 調整特別事業」はその欠点を補うことを目 的とした。対象の重要野菜は甘藍(春、夏 秋、冬)秋冬大根、玉葱、秋冬白菜であ る。全国農協連合会(全農)の組織する 「生産出荷適正化協議会」が調整を実施 し、その財源を「全国野菜需給調整機構」 を通じて政府が援助する。造成資金は出荷 団体17.5%、道府県17.5%、政府65.0%の 割合である。調整は作付面積の産地間調 整、出荷時の分荷調整、産地処理、産地調 整に及ぶ。

緊急需給調整の実施状況

	数量	トン	金額	千円
1991年	3229		55.	223
1992	19.540		565.	393
1993	649		13.	030

需給調整の要件

- 1、物流機構と施設の体系(産地集積、選別、予冷施設など)
- 2、熟練した物的流通の技術、事務職員 (基層、県、市場)
- 3、統計数值(生產、経済、生産費、消費)
- 4、全国性の調整機構

# 市場流通と農協販売事業

11、農協は農産物の巨大な買付け者である。農家 生産物に対する独占的買付け者として、農家 の剰余の収奪となってはいないか。

# 説明摘要

農協はその半面において、巨大な都市金融機関、巨大な総合商社、政府系米殼企業である。したがってつねに「農家生産物の買占めと農家生産者余剰を収奪する」可能性をもっている。しかし、半面ではその金融、商社機構は基層において農村社会組織を基礎としている。この限りでは買占め資本、収奪者となることは制約を受ける。

実情は系統農協が取得する金融上の利ざ や、商業上の利潤は特殊ではない。市場経済 下の金利、利潤の水準にある。すなわち農協 信用事業の利ざやは、日本銀行の金利政策に 誘導された自由競争の金利、つまり競争的な 貯金金利を支払い、系統金融機構の運用金利 を受け取る、その利ざやに依る。また例えば 経済事業の化学肥料は肥料工業企業の販売価 格によって、全農の仕入れ価格が決定され る。そして農村小売市場における肥料商人と の競争によって、基層農協の小売価格が決定 される。そうした全農の仕入れ=卸売価格と 基層農協の小売価格の価格差が、農協の受け 取る商業利潤である。市場経済下の金利、利 潤の水準とはこのようなものである。ちなみ にこの取得された金利、利潤をどのように分 配するかという点では株式会社と異なる協同 組合特有の利用高配当、制限された出資高配 当という特殊性がある。

#### 先進国型産業

12、貴方は「農業は先進国型産業である」と論断 したが、それは日本について妥当しないので はないか。論断の理由は何か。

註 論点は例えば中国の「農業成長に対する科学技術の貢献率」が35%であるのに対し、発達国では60%であるという事情にある。

#### 説明摘要

1、穀物貿易の実情。

1993年の実情によると、発達国にぞくする 米欧諸国は一般的に輸出国であり途上国に ぞくする亜非諸国は輸入国である。これは 人口と対比された穀物生産力の水準、農業 生産力の水準を反映していると考える。数 字をしめすと米国は8300万トン、オースト ラリアは1300万トンの輸出、中国を含むは 上国合計は8400万トンの輸入です。日本は 麦、雑穀2760万トンの輸入、60万ヘクター ル生産分300万トン過剰という米生産余力 である。不足国であり過剰国である。この 異常性は主として耕地の地目構成(水田面 積傾斜)や、畑作技術の後進性などを反映 するものと考えられる。

#### 2、農業生産力水準。

単位面積当り収量、労働時間当り生産性および投下資本当り生産性など各種の指標がある。しかし、中国には国民経済的には「社会人口1人当り占有量」という数値概念がある。1984年人口1人占有量397キロがピークで、以降は絶対量は増産であるが、このピークは回復されない。不足の深化である。これは粮食の増産速度を超える人口増加速度の帰結である。

	人口(万人)	粮食(万t)
1984年	104.357	40.731
1994年	119.850	44.510
増	15.493	3.779
年平均	1.550	378

この趨勢からみて、1984の人口1人当り粮食占有量397キロを基準とすると、1550万人の人口増は粮食615万t増産を要求する。実績378万t増産は61%に相当し、39%不足となる。一般に農業生産力の水準を考察するとき、このような人口の粮食占有率を要素とすべきであろう。

#### 3、食糧自給率。

これは農業経済概念であり、人口問題概念であり、また貿易経済の概念でもある。それに増して国民経済論概念である。更に20世紀後半期にはソ連、中国のような大国や日本が輸入国に、アメリカが輸出国となる貿易関係が出現するに伴ない、国際経済の重要な概念として成熟した。

その特徴は、単純な粮食貿易ではなく、輸入国としては、輸入粮食に依存して都市・産業に労働力、人口を集中し、国民経済の成長を保証するという性質の貿易である。ヨーロッパ各国が長期の粮食輸入依存による経済成長を経て、1980年代に自給を達成し、粮食輸出国に転じた経験が注目される。

因みに食糧自給率概念を構成する二つの 要素、人口法則と食糧生産力法則とは本来 異質なもので、比率を問う関係にない。そ の両者を比率の関係として問うのはなぜか 深慮を要する。

# 4、「農業=先進国産業」説の意味。

『農業・先進国型産業論』(叶芳和著、1982年7月刊)および『農業自立戦略の研究』(総合研究開発機構、1981年8月刊)は波紋の大きさに反して実効を伴なわなかった。しかし論旨にみる「研究開発とヒューマン・キャピタル(人的資本)が競争力を規定する典型的な先進国型産業である」という見解は日本農業近代化にそくして提起された。しかし、評価としては説得力に欠け、農業の現場においてはただちに実践性をもつに至らなかった。しかし、抽象論としてはマルクス[『資本論』第3巻第6篇第47章]が説いたように「土地の自然力」に加わる「社会的な生産力」「科学

の累進的な応用しの説と共通する。

現実の農業生産力は「土地の自然力」「自然的生産力」にたいする「社会的な生産力」の合体として立ち現われる。場合によっては「科学の累進的な応用」によって、より高い生産力水準を生み出す。例えば土地肥力については「秸稈還田」あるいは「科学種田」(大寨生産大隊の陳永貴の提唱)大工業の生み出した化学肥料があり、それらはすべて「社会的な生産力」である。そして差額地代第2形態の論旨をなす同一の土地に向けての継起的集約的な資本投下とそれによって創出される高い生産力も同じ論理にぞくする。

「土地の自然力」に対して追加的に合体して機能する「社会的な生産力」は、資本主義的大工業と結びついて発展した近代的科学技術の応用に由来する。その意味でこの生産力は発達国のものであり、途上国にしばしば散見する「無機的自然そのものが、まったく野生のままの"粗雑な混沌とした塊"」(マルクス・前出)がもたらす生産力と区別される。

#### 5、賃金経済下の農業生産力

1970年代以降の日本農村の全般的兼業化に例をみるように、発達国における農業が直面し、解決の困難な問題は、賃金経済に由来する。家族的小農業が賃金経済に包摂され、賃金法則が農業の主要な経済法則として作用する問題である。具体的に言うと賃金水準は高度に発達した産業の技術、金水準に相応した労働報酬が農業における粗関益から物財費を控除して得られる労働報酬として要求される。これは産業と農業の生産性格差により、解決が難しい。具体的な困難は農産物価格が劣等地における費用価格を規制として決定されるという法則の貫徹が難しいことにある。

マルクス(前出)の叙述が回想される。 「小さな資本家としての彼にとって絶対的 な制限として現われるものは、本来の費用 を差し引いてから、彼が自分自身に支払う 労賃にほかならない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり、彼は自分の土地を耕すであろう。そしてしばしば労賃が肉体的最低限に達するまで、彼はそうするであろう。

マルクスの叙述から100余年を経過した 今日の事態は、農業生産力の供与する水準 を超えた農村生活水準の向上と、「肉体的 最低限度」の向上を特徴とする。農村に拡 散した工業とその就労の結果である。農村 労働力の価値は上昇した。その労働力は農 業就労においても高い賃金、農産物販売価 格から得られる労働報酬の水準の向上を要 求する。具体的には劣等地の費用価格の上 昇を招く。

しかし、反作用もある。このような社会的規制価格の上昇の必然性にも拘らず、農産物価格の高水準の実現が困難であれば、高い水準に達した労働力価値の実現を求めて、農外=産業への就労が不可避となる。この場合、農産物価格は上昇することができず、従来の水準に留まるか、あるいは低落する。

#### 6、生産組織における重層構造

中国の農村改革によって現われた「統一経営と分散経営の結合」(統分結合)した、村級と家庭にわたる「双層経営」はその成否とは別に、生産組織として注目される。この場合、「統一経営」は村級の「社区合作経済組織」を指す。しかしこの「統一経営」は完結したものでなく、県級の各種の技術・経営機構が村級に下伸して、その下伸機構と合体して機能する。生産組織の一部としての県級および県経済は重要である。

日本農村における農業経営にも類似した 状況がある。すなわち、農家は機能的に自 己完結したものではなく、生産機能的にみ て重層的構造を形づくっていると言うべき である。

例えば、土地改良事業。事業の実情による広狭の差はあるが、土地改良区は一般に 集落の区域を超え、数町村に及ぶものもあ る。農業改良普及事業は、長野県を例にとると全県に14普及所分布し、全県農家(販売農家数1991年)11.512戸にたいし1普及所当り822戸の範囲である。総合農協は全国に3574組合(1991年)設立され、正組合員数483.6万戸であるから、1組合平均1353戸である。ちなみに合併以前の1960年の当時は、12.050組合、総農家数604.3万戸であったから、平均501戸であった。合併前の組合はおおむね合併農協の支所となり農家の協同組合活動の拠り所として機能している。

農村の諸団体、技術機構の単位規模を列挙したのは、それが農家(平均世帯員4.2人、就業1.0人、耕地134アール=1991年「農家経済調査」)の上層に位置して、土地、水利、技術、流通の面で農業機能を代位し、総じて一つの営農体を形成しているからである。農業機能が広い範囲でこれらの上層の機能体によって代位されている実情から考えると、営農体の単位規模はこれらの諸要素を包含して考えなくてはならない。何が好ましい適正規模であるか。それはそれぞれの農業企業体ごとに確定されるものであって、土地所有名儀体あるいは家族=血縁組織を以て推定することは誤りを犯すことになる。

#### 農業保護政策

13、ウルグアイ・ラウンド農業合意の後、アメリカ、フランスはすべて農業政策を調整し、農業支持をひき下げた。日本における農業支持に、どのような変化が生じたか。

# 説明摘要

1、ウルグアイ・ラウンド農業合意。交渉は 1988年9月に開始され、1993年12月15日の貿 易交渉委員会において交渉の終結が宣言され た。この合意の内容は各国が市場アクセス、 国内支持、輸出競争の3分野に亙り、「拘束 力ある約束」を作成し、1995年から2000年に 至る6年間を実施期間とするものである。

日本政府はこの合意にもとづき1993年12月 17日の閣議において「農業施策に関する基本 方針」(対策項目6項)を決定した。それは 次の如くである。

- ① 米の生産・供給安定対策。
- ② 農産物の需給・価格対策。
- ③ 「新しい食料・農業・農村政策の方向」 に沿った農業の体質強化対策。
- ④ 地域活性化対策。
- ⑤ 加工·流通対策。
- ⑥ その他(国内農業の措置)。 項目のうち第3項「新しい食料・農業・ 農村政策の方向」(1992年6月10日)は、 国際的な農業合意を予想し、新しい事態に 対応した食料・農業・農村政策の方向を提 起したものである。この「方向」は次の2 項を骨格とする。
- (1) 米管理。「需給と価格の安定を図るという政府の役割・機能を前提としつつ、市場原理・競争条件の一層の導入を進める」。
- (2) 価格政策。「効率的・安定的経営体が生産の大宗を占めるような農業構造」の実現を促進するため、「需給事情を反映させた価格水準」とする。「その際、価格低下と育成すべき経営体の規模拡大などによるコスト削減にタイム・ラグが生じないように努める」。

#### 2、新食糧法。

従来の「食糧管理法」(1941年施行)は 廃止され、新たに1994年12月「主要食糧の 需給及び価格の安定に関する法律(食糧 法)」が制定された。新しい法制の特徴は 次の如くである。

政府の役割。

全体的需要の調整と備蓄の運営を主とする。

- ① 基本計画。政府は需給と価格の安定を図るため、需給の見通しなど「基本計画」を 策定し、全体需給を管理する。
- ② 政府は、生産調整の円滑な推進、備蓄の 機動的な運営、適性かつ円滑な流通を図 る。
- ③ 政府米は備蓄の運営のための買入れ、売却と輸入に限定される。

基本計画。

政府は生産調整や備蓄運営の基礎とな

る、的確な需給の見通しを立て、これにも とづいてまい年3月までに「基本計画」を つくり、全体需給を調整する。

生産、出荷の指針の公表。前年11月に生産・出荷の指針として、必要生産量、生産調整面積、計画流通米の数量(自主流通米と政府米)、政府買入価格、転作助成金を示す。

生產調整。

生産調整は生産者が生産者の問題として取り組む。

- ① 生産調整は、生産者、地域の意向を尊重 する。
- ② 生産調整を実施した生産者の米が政府買入れの対象となる。

尚、政府買入れは備蓄のための米に限定される。

- ③ 生産調整を実施した生産者に助成金を支給する。
- ④ 生産者に対するペナルティーはなくなるが、補助事業については目標達成地域が優先される。
- ⑤ 生産調整の手法が多様となる。
- 3、「新食糧法」政策の特徴。
  - (1) いわゆる規制緩和の措置。政府が生産者 米価、消費者米価を決定すること、生産者 保有を除くいわゆる「全量管理」の2点 が、旧食管法の特徴とすると、そのうち、 米の生産と販売の部分は基本的に再現され た。都市の消費流通も、旧法の時代に卸売 ・小売両段階に亙り、自由米が広範囲に存 在したことを考慮すると、そのような旧法 の実情も再現された。
  - (2) 自主流通米と政府米の地位交替。数量の変化は次の如くである。

政府米(内全農系) 自主流通米(単位万トン)

1985年 432.7(411.8)

330.7

1995年 205.0

475.0

鮮明な逆転であり、米流通の主体は政府から全農に移行した。新たな過剰備蓄問題を招来するのであるが、政府は備蓄米を直接に管理するだけとなった。

自主流通米は政府の「価格形成機構」を

経由し、政府の示す「指標価格」をめぐり 基準の上下7%幅で決定される。その特質 は入札米の出し手の側で旧食管制と同じ く、全農が圧倒的な占有率を保持している ことである。変化は旧食管法とちがい、政 府の米管理におけるコスト逆鞘・売買逆鞘 (いわゆる食管赤字)とその負担がなく なったことである。

# 4、ミニマム・アクセス。

ウルグアイ・ラウンド農業合意は、本来、一切の貿易上の障壁をとり除いて、市場を開放する主旨のものであった。しかし日本における「コメ」の特殊性に因んで、妥協が図られた。それが「ミニマム・アクセス上乗せを代償にしての、6年間の関税化猶予という、米についての特例措置の受け入れ」(梶井功)であった。

いわゆる「関税化の特例措置」は次の如 くである。

- ① 基準期間 (1986~88年) において輸入が 国内消費量の3%未満であること。
- ② 輸出補助金が付与されていないこと。
- ③ 効果的な生産制限措置がとられていること。

この三基準を満たす農産物は、ミニマム・アクセス機会の引上げ、つまり実施1年目の3%を4%に、最終年の5%を8%に加重することを条件に、6年間は関税化を実施しない。米はこの措置の適用を受ける。

米の場合、6年間の非関税化の代償として、ミニマム・アクセスが加重され、1995年4%、37.9万トン(精米ベース)、2000年8%、75.8万トンの輸入となる。日本はミニマム・アクセスの受け入れに当たって、国家貿易が維持され、国内での安定的数量管理が可能となった。

また価格面でも、国内価格体系に影響を及ぼさないよう、食糧庁が1キロ当り、292円を上限とする輸入差益(マーク・アップ)を徴収する。これによって、輸入米と国内米を一体とした需給調整を行うことができる。つまり政府による米管理体制の

基本は維持されることになる。

因みに、近年における日本の米の内外価格差は次の如くである。1993年生産者価格21万円(もみ、トン当り)はアメリカの7.9倍、タイの14.9倍である。消費者価格384円(精米、キロ当り)はアメリカの3.0倍、タイの8.0倍である。[食糧庁『食糧管理の現状』1994年4月に依る]。

# 5、ミニマム・アクセスと農業政策の転換。

ウルグアイ・ラウンド農業合意とミニマム・アクセス方式を如何に評価するか。食糧庁文件に明記されているように、政府による需給調整、価格管理の基本は、いずれも継承された。これが「新食糧法」の重要な特徴である。

市場開放と外米忌避。輸入自由化は市場開放ではあったが、市場開放はただちに外米にたいする市場機会の提供とはならない。それは1993年(平成5年)産米の「戦後最低の水準」と言われる不作とその代替措置としての175~215万トンの外米輸入の帰結がしめした。輸入はアメリカ、タイ、中国産の米であり、大部分がインデイカ種であった。ジャポニカ種の国内市場はインデイカ種を忌避した。元来、両種は禾本科系にぞくするとしても、商品価値は異質のものであった。

市場開放と米作農業。政府はウルグアイ・ラウンドの交渉の推移に合わせて農業政策の調整を試みた。

農政審議会1989年6月報告「今後の米政策 及び米管理の方向」の骨子。

- ① 国内自給を基本とする。
- ② 需給と価格の安定を図る制度の基本的役割を維持する。
- ③ 需要対応の生産、流通の改善、市場原理 活用の仕組み。1990年8月(財)自主流通 米価格形成機構設立。

政府1982年6月10日「新しい食料・農業・農村政策の方向」。このうち、米管理については「政府米・自主流通米を前提として、市場原理・競争条件の一層の導入を進めることとし、公的関与のあり方を検討」

する。

今後の価格政策は「効率的・安定的経営 体が生産の大宗を占めるような農業構造を 実現していくことにより、コスト削減に努 めながら、このような農業構造の変革を促 進するため需給事情を反映させた価格水 準 | とする。

# 6、「農業保護政策」考

質問者の論旨はウルグアイ・ラウンド農業合意は、日本の農業政策に如何なる影響を与えたかであった。市場開放と輸入農産物との市場競争は農業に如何なる影響を与えるか。農業保護政策(支持政策)に如何なる変化をもたらしたか。質問はこのようであった。

私はすでに上述において、「農業保護」という概念に疑問を呈し、米=食糧管理は 生産者と消費者の矛盾を調整する方策であ ることを説明した。この見地に立つと、論 点はウルグアイ・ラウンド農業合意ののち 矛盾調整策はどのように変化したかとな る。食管制は旧「食管法」から新「食糧 法」に変った。政府米を主とし自主流通米 を從とする旧管理は、自主流通米を主と し、政府米を從とする新管理に移行した。

管理機構は政府の直接管理から、「政府プラス全農」の管理へと移行した。管理は形式を変えて存続した。「需給と価格の安定を図るという政府の役割、機能」は継承された。

農業構造改革。「効率的・安定的経営体が生産の大宗を占めるような農業構造の実現を促進する」。その狙いは「コスト削減」にある。しかし、価格の低落を予想し、低落した価格に適合することを目的としたコスト削減策は成功するのだろうか。

この方策は成功した結果として、市場価格にコストが見合うことだけであるから、 所得としても得るものはないからである。

しかし、大方が予想する事態、例えば消費者が低廉な輸入米を選択し、国産米は捨てられ、このようにして日本の米作は競争から敗退するという事態は必然なのであろ

うか。1993年産米の経験はその必然を否定 した。そして必然観の修正を迫った。それ は外米と国産米は、異質の使用価値にぞく するものであって、単純に競争、代位を招 く関係ではないことを示した。

農産物貿易の分野においては、米をめぐる日米関係とは別の問題が生じつつある。

例えばアジア各国からの生鮮食料品農産物の輸入の漸増であり、この分野における競争である。新しい貿易=競争関係は多角的経済・技術関係の一環をなすものであり、工業的発達国日本と発展途上国とのあいだの政治関係と表裏の関係にある。その側面だけを言えば、日本は先進的な技術、工業品の提供者であり、企業の進出国であり、アジアを主とする途上国は日本の巨大都市の要求する生鮮食料品農産物の供給者である。日本における都市が、その農村の能力を超えて肥大化し発展したことが、基調をなす。

政府の「新政策」が提起した農業構造構 想は、例えば米作の場合として8~10へク タール経営を提示した。この規模経営は競 争価格に対応したコストを成立させるもの であるのか。実事求是の思考方法を以て構 想する必要がある。その基点は現代の経 済、経営および技術の条件のもとにおける 小土地所有の役割である。例えば中国農村 の現実は、郷村級の公有(村民委員会所 有)もしくは集団所有と家族経営、労働組 織の関係、前述の「統分結合の重層経営」 という経験を明示している。あるいは日本 における家族経営・兼業化・受委託の生産 組織、「近代化施設」の利用制度、広域基 盤整備、そして農協共販の出荷組織などの 経験も中国の経験に準ずる。

まず指摘できることは現代日本において、家族的小土地所有は、兼業化にみるように、農家労働力がそのままで、自由(Vogel frei)な労働力に転化するのを妨げるものではなくなった。そのモメントは農業機械化である。それは反面において、農業機械の中小型化が進んだため、家族的

小土地所有はそのままで、機械化と結びつくことができるようになった。換言すると 家族的小土地所有は農業機械化を妨げるも のではなくなった。

家族的小土地所有は、例えば稲作経営に みるように、所有をそのままにして、数へ クタールか数十へクタールの規模経営に道 を拓いた。経営の受委託形式の生産組織あ り、耕耘会社による耕作集約方式あり、さ まざまである。家族的小土地所有は、規模 経営の実現を妨げるものではなくなった。

上述の3点、労働力の商品化、機械化、 そして規模経営のいずれも土地所有と抵触 し、相互に障害をなす関係にあったが、い まや事情に根本的変化が生じた。とくに規 模経営が土地所有の拘束を脱し、つまり経 営が所有から分離し、経営の合理性、効率 性を実現する可能性が生じたことである。

規模経営を考察する場合、モメントが多元化したことを重視する必要がある。狭義の経営規模と対比して、例えば土地基盤整備などインフラストラクチュアの要求する適正規模は一層広域である。また市場流通の要求する適正規模も、狭義の経営規模と比べてより広域である。このように、規模経営の追求の仕方が新しい局面を迎えたのである。

#### 都市・農村関係

- 14、(1) 日本の都市体系(大、中、小都市)の現 状は如何か。
  - (2) 日本では「小城鎭」の一般的な規模はどの位か。小城鎮はどのような「基礎設施」 (インフラストラクチュアの意か?)を有し、建設費用は誰が出資しているのか。
  - (3) 日本農民は農村に散居しているのかどうか。農民の工業兼業の状況は如何か。
  - (4) 日本の農村の都市化にどのような経験と 教訓があったか。

#### 説明摘要

1、日本の都市。日本は中国の都市体系と異なる。強いて区別すると日本の都市は、おおむね人口100万人以上の「政令指定都市」、

それに準ずる「地方中核都市」および一般都市の3種類がある。これらの市制施行都市は人口の80%が集中し、残り20%が郡部にあり、町村制を施行している。中国の戸口制のような域市戸口、集鎮戸口、郷村戸口のような区別はない。主として人口数と市街地状況に準拠した区別である。従って人口の移動は移動法則にもとづいて進行する。これを逆に言うと例えば、地方農村(町村区)に工業が興り発展し、人口が集積すると、都市(市制)になる。

2、小城鎮。日本には戸口制の区別を伴った小城鎮のような行政体、行政区は存在しない。私の見るところでは、「小城鎮」は中国の特殊にぞくする。農村地方に在るが、「郷村」ではなく、「郷村」ではないが「城市」ではない。相当数の郷鎮企業が小城鎮で発達し、それがまた「小城鎮」を特徴づけている。換言すると、農村戸口の労働力が、城市流出が許されず、離土不離郷状況のまま溜まり場を形成した処である。

日本では明治期以降、地方農村(町村制)の内部に鉄道の駅周辺、町村役場周辺などに商業(農村雑貨店や洋品店)が数戸、十数戸集中した非農業集落が生まれる。職業上は「半農半商」のように、自家営業の兼業農家が多い。自然発生的であり、兼業農家に類似した業種であるから、特別な「基礎施設」は存在しない。

日本の自然生長的な地方「小さな町」は、多くが農産物の集散点であり、農家がそこで換金、現金収入を得る要衝であった。1946年の軍事的統制まで存続する。この時期に要衝は生命力を失う。

3、兼業と混在。農民は一般に「農業集落」を 形成し、周辺に耕地、農用地、農用施設 (私有、共有)を配置している。集落ごと に共通の営農形態をとり、共同して農業季 節の変動に対応している。戦後期、農村に 工業もしくは非農産業が発達し進出する 時、一般的には、これらの農業集落とその 周辺を回避する。したがってはじめは農業 集落と並存して非農業集落が勃興する。次 に漸次に両種集落が相互に接近し合い、浸透し合って、いわゆる「混住社会」を生み だす。

4、農村都市化の教訓。農村の都市化には二つの側面がある。一つの側面。1953年「町村合併促進法」による町村合併=市政施行は、市街地を中心に周辺農村を新市行政区に編入した。それにより、都市行政が従来の農村行政に代替し、農村、農業、農地を包摂した。例えば工業団地のような工業用地の行政的調達は、行政委員会である市町村農業委員会による農地の工業用地転用を容易にした。

もう一つの側面。1970年代における都市工業の発展は、農家に農外兼業の道を開き、在村通勤方式の兼業化を促進した。農村の都市化はこの二つの側面をつうじて、農村と農業を都市の要求に順応するように再編成した。

まず都市近郊農業としての編成。つぎに 都市的用地要求に対応する農地転用。都市 的環境破壊の緩和策としての「生産緑地 法」による農地保有。

この3段階は一般的ではなく、都市発展 の初期から、近郊農業の展開する余地はな く、農地の都市用地転用、潰廃が進行した 例も少なくはない。

日本農村の都市化は、このように否定面が多い。それは都市ないし都市計画が「人口と産業の集中した都市」構想に主導されたことの帰結である。この教訓は都市構想 それ自体の訂正を求めるものである。

- 15、上海農学院における教授研究座談会
  - (1) 日本の都市発展と郊外土地問題について。 1920年代日本における都市問題の成長。 戦時1931~45年期の都市農業。1945~50年 経済回復期。1955~60年、1953年町村合併 促進法。1960年代、1968年新都市計画法、 1969年農業振興地域整備法。
  - (2) 中国「農業基礎」論。 1961年「農業基礎、工業主導の国民経済 発展方針」。

1993年中央農村工作会議。以降「農業首位」説へ変化。

- 16、上海市農業局農村経済研究中心の研究座談会 (1) 都市農業の特徴。
  - 1920~60年期。有利な市場立地、小面 積、多回転の労働集約経営。遠隔地の粗放 経営に対抗。

1970~90年。都市の農地転用要求。1990 年代。生産緑地の要求。

(2) 都市農業あるいは都市近郊農業の概念について。

# あとがき

小論は1996年7月、上海復旦大学日本研究所 主催の講義を文章にまとめたものである。聴講 者は200余名、同大学の経済学研究、日本問題 研究の学生、大学院生が主であった。江蘇省、 江西省の省級幹部も参加した。上海市関係で は、上海市農業局幹部は学内講義とは別に農業 局農村経済研究中心による研究座談会が開催さ れた。上海農学院は同院において教授研究座談 会が開催された。

約一週間に及ぶ講義であった。全日程は復旦 大学日本研究所焦必方教授によって通訳され た。焦教授は農業経済学専攻の研究者ではある が大変な苦労をかけた。感謝する。

講義の最終日程は受講者の質問と私の応答であった。優れた質問であり質問に啓発されて充実した応答となり満足した。

この講義は日本国際交流基金の物心両面に亙る支援を受けた。末尾ながら同基金の援助に感謝する(2006年6月14日)。